

第 54 回人権理事会会議記録

房野 桂 作成

2023 年 9 月 11 日(月)午前

議事項目 2: 国連人権高等弁務官年次報告書と高等弁務官事務所と事務総長の報告書

開会

黙祷:

1. Muhammadou M. O. Kah ジュネーブ国連事務所ガンビア代表部大使: モロッコの地震の被害者のために 1 分間の黙祷を呼びかけ
2. Omar Kniber ジュネーブ国連事務所モロッコ代表部大使: 黙祷に対する謝礼

開会ステートメント: Vaclav Balek 人権理事議長

人権高等弁務官による世界の最新情報: Volker Turk 国連人権高等弁務官

ミャンマーの独立捜査メカニズムとの意見交換対話

提出文書: ミャンマーの独立捜査メカニズム報告書(A/HRC/54/19)

報告書のプレゼンテーション: Nicholas Koumjian ミャンマーの独立捜査メカニズム長

討論: フィンランド(北欧諸国を代表)、欧州連合、パキスタン(イスラム協力機構を代表)、リヒテンシュタイン、エジプト、ルクセンブルグ、コスタリカ、ベルギー、オランダ、フランス、米国、日本、スイス、トルコ、マルタ、国連子ども基金、中国、マラウイ、カナダ、マレーシア、インドネシア、ルーマニア、ロシア連邦、南アフリカ、バングラデシュ、オーストラリア、英国、ヴェネズエラ、モーリタニア、ガンビア、イラン、ブルガリア、ベラルーシ、CIVICUS-世界市民参画同盟、Centrepour les Droits Civils et Politique-CCPR センター、東南アジア性的指向・性自認・表現コーカス(ASC)Inc.、国際弁護士団体、全世界キリスト教徒連帯、Inventum e.V.、国際弁護士協会、アジア人権開発フォーラム、国際法律家委員会、弁護士の権利監視機構カナダ

まとめ: Nicholas Koumjian

スリランカの人権状況に関する人権高等弁務官による文書による最新情報に関する意見交換対話

提出文書: スリランカの人権状況に関する人権高等弁務官の報告書(A/HRC/54/20)

報告書のプレゼンテーション: Nada Al-Nashif 国連人権副高等弁務官

当該国ステートメント: スリランカ

討論: ニュージーランド、欧州連合、英国、オマーン、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、ドイツ、フランス、米国、**日本**、イスラエル、スイス、トルコ、カナダ、キューバ

カメルーン外務大臣ステートメント: Lejeune Mbella Mbella

9月11日(月)午後

スリランカの人権状況に関する人権高等弁務官の文書による最新情報に関する意見交換対話(継続)

討論(継続): ノルウェー(諸国グループを代表)、ロシア連邦、フィリピン、モルディヴ、パキスタン、英国、ネパール、イエメン、ラオ人民民主主義共和国、ヴェネズエラ、ナイジェリア、朝鮮民主主義人民共和国、イラン、中国、ベラルーシ、ウガンダ、モンテネグロ、ブルンディ、インド、ニカラグア、ヴェトナム、カザフスタン、エリトリア、カンボディア、オーストラリア、キルギスタン、アゼルバイジャン、アルジェリア、マラウィ、国際法律家委員会、conseil universel des droits de l'homme、英国世界スリランカフォーラム、世界福音同盟、Lanka Inc. 平等・救援のための人々、アジア人権開発フォーラム、Association Culturelle des Tamouls en France、Association des étudiants tamouls de France、CIVICUS-世界市民参画同盟、国際仏教徒救援団体

まとめ: Nada Al-Nashif

答弁権行使: タイ

アフガニスタンの人権状況に関する特別報告者との意見交換対話

口頭による最新情報のプレゼンテーション: Richard Bennett アフガニスタンの人権状況に関する特別報告者

当該国ステートメント: アフガニスタン

討論: 欧州連合、パキスタン(イスラム協力機構を代表)、アイスランド(諸国グループを代表)、国連ウイメン、カタール、ドイツ、アラブ首長国連邦、ルクセンブルグ、エクアドル、イタリア、フランス、米国、**日本**、イスラエル、ベルギー、クロアチア、オーストリア、トルコ、オランダ、国連子ども基金、マラウィ、カナダ、インドネシア、ロシア連邦、オーストラリア、パキスタン、英国、ヴェネズエラ、イラン、モンテネグロ、ペルー、カザフスタン、ポーランド、スペイン、婦人国際平和自由連盟、人権調査連盟、アフガニスタン民主主義開発団体、人権監視機構、アジア人権開発フォーラム、国際人権サーヴイス、国連監視機構、国際法律家委員会、国際人権同盟連盟、弁護士の人権監視機構カナダ

まとめ: Richard Bennett

9月12日(火)午前

アフガニスタンの人権状況に関する人権高等弁務官事務所の報告書に関する人権高等弁務官との意見交換対話

提出文書: アフガニスタンの人権状況に関する人権高等弁務官事務所の報告書

(A/HRC/54/21)

報告書のプレゼンテーション: Volker Turk 国連人権高等弁務官

当該国ステートメント: アフガニスタン

討論: 欧州連合、オランダ(ベネルクス諸国を代表)、パキスタン(イスラム協力機構を代表)、リヒテンシュタイン、ウクライナ、チリ、フランス、米国、クウェート、マルタ、アイルランド、ニュージーランド、中国、マレーシア、キプロス、ルーマニア、ナミビア、パキスタン、英国、チェキア、ヴェネズエラ、イラン、シエラレオネ、リトアニア、アルバニア、インド、スイス、コスタリカ、インドネシア、モルディヴ、ロシア連邦、アジア人権開発フォーラム、インターフェイス・インターナショナル、国際人種差別撤廃団体、CIVICUS-世界市民参画同盟、アムネスティ・インターナショナル、国際弁護士協会、アフガニスタン民主主義開発団体、人権調査同盟、Meezaan 人権センター、人権入国 Ma'onah 協会

まとめ: Volker Turk

ニカラグアの人権上状況に関する報告書に関する国連人権高等弁務官との意見交換対話

提出文書: ニカラグアの人権状況に関する人権高等弁務官報告書(A/HRC/54/60)

報告書のプレゼンテーション: Volker Turk 国連人権高等弁務官

当該国ステートメント: ニカラグア

討論: オランダ(諸国グループを代表)、欧州連合、エストニア(諸国グループを代表)、チリ(諸国グループを代表)、マルタ騎士団、スイス、エクアドル、チリ、ドイツ、フランス、米国、ジョージア、中国、ロシア連邦、アルゼンチン、ペルー、英国、サウディアラビア、イエメン、アルジェリア、キューバ、ヴェネズエラ、朝鮮民主人民共和国、スペイン、ウルグアイ、イラン、ウクライナ、ペラルーシ、オーストラリア、シリア、エリトリア、アイルランド、Aula Abielta、米州開発財団、CIVICUS-世界市民参画同盟、欧州法律司法センター、Centre Europeen pour de droit, les Justice et le droits de l'homme、平和ブリゲーズ・インターナショナル、国連監視機構、司法国際法センター、全世界キリスト教徒連帯、国際人権同盟連盟、人権監視機構

まとめ: Volker Turk

9月12日(火)午後

スーダンに関する高等弁務官の口頭による最新情報に関する意見交換対話

ニカラグアに関する専門家グループによる口頭による最新情報

一般討論

9月13日(水)午前

一般討論(継続)

バハマ(カリブ海共同体を代表)、ドイツ、カタール、ルクセンブルグ、チェコ共和国、フィンランド、ベルギー、フランス、ウクライナ、米国、チリ、メキシコ、ジョージア、バングラデシュ、モルディヴ、パキスタン、英国、ネパール、モロッコ、キューパ、アルジェリア、コーティヴォワール、インド、アラブ首長国連邦、ヴェトナム、カザフスタン、セネガル、中国、エリトリア、スイス、ブラジル、ポルトガル、レソト、ナミビア、エクアドル、韓国、イラク、オーストラリア、スロヴェニア、イラン、オランダ、ノルウェー、日本、ホーリーシー、クエート、オーストリア、アルメニア、マルタ、エルサルヴァドル、アイルランド、パレスチナ国、タイ、ロシア連邦、インドネシア、スリランカ、スペイン、ブルキナファソ、ペルー、エジプト、イタリア、コロンビア、タンザニア連合共和国、パナマ、テュニジア、エストニア、イエーメン、ラオ人民民主主義共和国、フィリピン、コンゴ民主共和国、ヴェネズエラ、エチオピア、アフガニスタン、デンマーク、朝鮮民主主義人民共和国、モザンビーク、トルコ、ベラルーシ、ウガンダ、ハンガリー、ギリシャ、スウェーデン、ニジェール、ニカラグア、アイスランド、サウディアラビア、モルドヴァ共和国、赤道ギニア、スロヴァキア、ボツワナ

9月13日(水)午後

赤道ギニア高官ステートメント: Don Alfonso Nsue Mokuy 赤道ギニア人権担当第三副首相

人権高等弁務官の世界最新情報に関する一般討論(継続)

ドミニカ共和国、リビア、南スーダン、ナイジェリア、レバノン、チャド、ブルンディ、ルワンダ、人権監視機構、イランの司法 Ltd.、世界福音同盟、アジア人権開発フォーラム、アムネスティ・インターナショナル、Mouvement National des Jeunes Patriotes du Mali、国際ムスリム女性連合、世界スリランカ・フォーラム英国、国連監視機構、Pax Romana(知的・文化的問題国際カトリック運動とカトリック学生国際運動)、Elizka 救援財団、Ill Cenacolo、不利な立場にあるイラン人患者のための医療支援協会、東部アフリカ・アフリカの角人権擁護者プロジェクト、暴力被害者擁護団体、Asociacion Espanola para el Derecho Internacional de los Derechos Humanos、Rahbord Peimaesh 調査教育サービス

協同組合、Associacion pour la defense des droits de l'homme et des recendecations demoxratiques/culturelles du peuple Azelbaidjanais-Iran、女性の人権国際協会、Asociacion HazteOir 団体、平和ブリゲード・インターナショナル、カイロ人権学研究所、シーク人権グループ、権利生計賞財団、Conectas Direitos Humanos、開発人権対話フォーラム、国際弁護士団体、国際人サービス、Associazione Comunita Papa Giovanni XXIII、CIVICUS-世界市民参画同盟、国際法律家委員会、人権機関、iucenium e.V.、自由と安全報道者機関、国際弁護士協会、Meezaan 人権センター、弁護士の権利監視機構カナダ、CSW/CEDAW 女性 NC-NC 委員会、世界高齢化行動、創造的地域社会プロジェクト同盟、世界評価スキル訓練ネットワーク、Association Internationale pour l'egalite des femmes、Oeganisation pour la Communication en Afrique et de Promotion de la Cooperation、Economique Internationale、世界ムスリム会議、平和・持続可能な開発のための国際行動、Reseau Unite pour le Deceloppement de Mauritanie、人権入国 Ma'onah 協会

答弁権行使: ヴェネズエラ、アゼルバイジャン、キューバ、エルサルヴァドル、アルメニア、インド、パキスタン、ロシア連邦、トルコ、ベラルーシ、ルワンダ、ニカラグア、エチオピア、チュニジア、中国、リトアニア

真実・正義・補償・再発防止の保証の推進に関する特別報告者との意見交換対話

提出文書: 1. 移行司法の柱を支える国際法的基準に関する真実・正義・補償・再発防止の保証の推進に関する特別報告者報告書(A/HRC/54/24)

2. 韓国への訪問(A/HRC/54/24/Add.1)

3. セルビアとコソヴォへの訪問(A/HRC/54/24/Add.2)

報告書のプレゼンテーション: Fabian Salvioli 真実・正義・補償・再発防止の保証に関する特別報告者

当該国ステートメント: 韓国、セルビア

討論: 欧州連合、アルゼンチン(諸国グループを代表)、国連ウイメン、ブラジル、エジプト、コスタリカ、マルタ騎士団、ルクセンブルグ、チリ、フランス、イラク、ベルギー、パラグアイ、クロアチア、スイス、リトアニア、コロンビア、米国、ホンデュラス、中国、アルメニア、インドネシア、ウクライナ

9月14日(木)午前

一方的強制措置と人権に関する2年に1度のパネル討論

開会ステートメント:

1. Volkder Turk 国連人権高等弁務官

2. Alena Douhan 一方的強制措置が人権の享受に与える否定的インパクトに関する特別報告者

パネリストによるステートメント:

1. Mihir Kanade 開発への権利に関する専門家メカニズム委員
2. Elena Gentiu Oxfam キューバの国別部長
3. Jeffrey D. Sachs コロンビア大学氏族可能な開発センター所長
4. Amir Saed Vakil テヘラン大学准教授

討論: シリア(諸国グループを代表)、アゼルバイジャン(非同盟運動を代表)、ヴェネズエラ(諸国グループを代表)、欧州連合、イラン、アルメニア、ロシア連邦、ジンバブエ、ナミビア、ヴェネズエラ、キューバ、ベラルーシ、中国、アルジェリア、エジプト、マレーシア、ガンビア、ボリヴィア、南アフリカ、Associazione Comunita Papa Giovanni XXIII、中欧-第三世界、不利な立場にあるイラン人患者のための医療支援協会、Bachehaye Asemane Kamran リハビリ機関、イラン人短身成人協会、法律分析調査公共連合

まとめ: Mihir Kanade、ElenaGentili、Jeffrey D. Sachs、Amir Saed Vakil

真実・正義・補償・再発防止の保証の推進に関する特別報告者との意見交換対話(継続)

討論(継続): ロシア連邦、南アフリカ、東ティモール、モルディヴ、ペルー、カメルーン、パキスタン、エルサルヴァドル、ネパール、モロッコ、コンゴ民主共和国、キューバ、トーゴ、ヴェネズエラ、アフガニスタン、スペイン、アイルランド、ガンビア、モンテネグロ、ギリシャ、インド、ボリヴィア、アゼルバイジャン、スーダン、アルバニア、マーシャル諸島、ボツワナ、ポーランド、アイスランド(諸国グループを代表)、Burundi Commission Nationale Independante des Droits de l'Homme、コロンビア法律家委員会、国際法律家委員会、MINEYUN-民主的社会の弁護士、報道者の自由と安全機関、権利生計賞財団、全世界すべての死傷者、Conectws Direitos Humanos、国際アフリカ・マイノリティの人権協会、従軍慰安婦のために日本によって徴用された女性のための韓国会議、Geledes-Insgigugo cd Mulher Negra

まとめ: Fabian Salvioli

9月14日(木)午後

上下水道への人権に関する特別報告者との意見交換対話

提出文書: 1. 貧困の中で暮らす人々の人権の成就と水の生態系の健康の回復に関する安全な飲用水と下水道への人権に関する特別報告者報告書(A/HRC/54/32)

2. テュニジアへの訪問(A/HRC/54/32/Add.1)

3. ペルーへの訪問(A/HRC/54/32/Add.2)

報告書のプレゼンテーション: Pedro Arrojo-Agudo 安全な飲用水と下水道への人権に関する特別報告者

当該国ステートメント: ペルー、チュニジア

討論: 欧州連合、モルディヴ(諸国グループを代表)、リビア(アラブ諸国を代表)、会いスランド(諸国グループを代表)、オマーン(湾岸協力会議を代表)、ハイティ(諸国グループを代表)、マルタ騎士団、アラブ首長国連邦、ポルトガル、エジプト、スロヴェニア、コスタリカ、国連子ども基金、ドイツ、リビア、ウクライナ、チリ、フランス、ホーリーシー、ヨルダン、クウェート、ジョージア、パラグアイ、スイス、ガボン、コロンビア、米国、ホンデュラス、中国、マラウイ、マレーシア、パレスチナ国、アルメニア、国連人口基金、インドネシア、ルーマニア、ロシア連邦、南アフリカ、カメルーン、バングラデシュ、ブルキナファソ、パキスタン、サウディアラビア、タンザニア、パナマ、モロッコ、ジブティ、アルジェリア、キューバ、トーゴ、ヴェネズエラ、エチオピア、セネガル、ジャマイカ、モーリシャス、スペイン、モーリタニア、ケニア、モザンビーク、マリ、ハンガリー、インド、ヴァヌアトゥ、ボリヴィア、ヴェトナム、アゼルバイジャン、カザフスタン、スーダン、カンボディア、カーボヴェルデ、イラン、イスラム協力機構、国連教育科学文化機関、イラク、朝鮮民主人民共和国、インド国内人権会議、マイノリティ権利グループ、フランシスカン・インターナショナル、水・環境・保健世界機関、Associazione Comunita Papa Giovanni XXIII、プラン・インターナショナル、iucentum e.V.、PRATYEK、中欧-第三世界、報道者の自由と安全機関、アミティ財団

まとめ: Pedro Arrojo-Agudo

答弁権行使: 朝鮮民主人民共和国、日本、アゼルバイジャン、リトアニア、アルメニア、イスラエル、中国、韓国、パレスチナ国

9月15日(金)午前

一方的強制措置が人権の享受に与える否定的インパクトに関する特別報告者と意見交換対話

提出文書: 1. 一方的強制措置が健康への権利に与えるインパクトに関する一方的強制措置に関する特別報告者報告書(A/HRC/54/23)

2. シリア・アラブ共和国への訪問(A/HRC/54/23/Add.1)

報告書のプレゼンテーション: Alena Douhan 一方的強制措置が人権の享受に与える措定的インパクトに関する特別報告者

当該国ステートメント: シリア・アラブ共和国

討論: ヴェネズエラ(諸国グループを代表)、エジプト、イラク、中国、マレーシア、アルメニア、ジンバブエ、ロシア連邦、南アフリカ、カメルーン、パキスタン、ラオ人民民主主義共和国、キューバ、トーゴ、ヴェネズエラ、モザンビーク、ベラルーシ、ザンビア、シリア、ホンデュラス、ボツワナ、イラン、エリトリア、スーダン、パレスチナ国、不利

な立場にあるイラン人患者のために医療支援協会、カリタス・インターナショナル(カトリック教会国際連合)、人に仕える Al-Haq 法、人口開発アクション・カナダ、暴力被害者擁護団体、Rahbord Peimayesh 調査教育サービス協同組合、Asociacion Cubana de las Naciones Unidas(キューバ国連協会)、国際司法協会監視機構、地域社会人権アドヴォカシー・センター、開発人権対話フォーラム

まとめ: Alena Douhan

高齢者によるすべての人権の享受に関する独立専門家と意見交換対話

提出文書: 1. 高齢者に対する暴力、虐待、ネグレクトに関する高齢者によるすべての人権の享受に関する独立専門家報告書(A/HRC/54/26)

2. ナイジェリアへの訪問(A/HRC/54/26/Add.1)

3. バングラデシュへの訪問(A/HRC/54/26/Add.2)

4. ドミニカ共和国への訪問(A/HRC/54/26/Add.3)

報告書のプレゼンテーション: Claudia Mahler 高齢者によるすべての人権の享受に関する独立専門家

当該国ステートメント: バングラデシュ、ドミニカ共和国、ナイジェリア

討論: 欧州連合、オマーン(湾岸協力会議を代表)、バハマ(諸国グループを代表)、アルゼンチン(諸国グループを代表)、パキスタン(諸国グループを代表)、国連ウィメン、マルタ騎士団、ポルトガル、アラブ首長国連邦、エクアドル、カタール、スロヴェニア、ルクセンブルグ、エジプト、ブラジル、ドイツ、コスタリカ、オーストリア、フランス、クウェート、ジョージア、イスラエル、ベルギー、レソト、パラグアイ、クロアチア、イラク、チリ、ガボン、マルタ、サウジアラビア、アイルランド、米国、キプロス、中国、マラウイ、ブルガリア、マレーシア、アルメニア、国連人口基金、インドネシア、ロトア連邦、南アフリカ、カメルーン、バングラデシュ、アンゴラ、モルディヴ、ナミビア、英国、タンザニア、パナマ

9月15日(金)午後

高齢者によるすべての人権の享受に関する独立専門家との意見交換対話(継続)

討論(継続): テュニジア、モロッコ、ジブティ、アルジェリア、キューバ、トーゴ、ヴェネズエラ、セネガル、ジャマイカ、モーリシャス、ケニア、ガンビア、ウクライナ、マリ、モンテネグロ、イタリア、インド、スーダン、イラン、ホンデュラス、アゼルバイジャン、ジンバブエ、ボツワナ、世界保健機関、ナイジェリア国内人権委員会、国内人権機関世界同盟、韓国国内人権委員会、Commission Nationale Independante des Droits de l'Homme du Brundi、インド国内人権委員会、高齢者虐待防止国際ネットワーク、国際レズビアン・ゲイ協会、HelpAge インターナショナル、アジア太平洋女性リソース調査セン

ター (ARROW)、Fedeatie van Nederlandse Verenigingen tot Integratie Van Homoseksualiteit-COC オランダ、Asociacion HazteOir 団体、Associazione Comunita Papa Giovanni XXIII、人権監視機構、自由擁護同盟、Amity 財団
まとめ: Claudia Mahler

答弁権行使: アゼルバイジャン、リトアニア、アルメニア

COVID-19 流行からの回復における不平等に対処する状況内での経済的・社会的・文化的権利の推進と保護に関する人権高等弁務官事務所の報告書に関する意見交換対話

提出文書: COVID-19 流行からの回復における不平等に対処する状況内での経済的・社会的・文化的権利の推進と保護における作業を強化するための事務所の夢に関する人権高等弁務官事務所の報告書(A/HRC/54/35)

報告書のプレゼンテーション: Volker Turk 国連人権高等弁務官

討論: ホンデュラス、フィンランド(諸国グループを代表)、欧州連合、コーティヴォワール(アフリカ諸国を代表)、中国(諸国グループを代表)、インドネシア、国連ウィメン、ポルトガル、バーレーン、エジプト、ドイツ、コスタリカ、米国、ヨルダン、フランス、クウェート、ジョージア、チリ、レソト、イラク、マラウイ、マレーシア、アルメニカ、東ティモール、カメルーン、バングラデシュ、モルディヴ、ペルー、ナミビア、オーストラリア、パキスタン、タンザニア、パナマ、テュニジア、ラオ人民民主主義共和国、アルジェリア、キューバ、トーゴ、ヴェネズエラ、セネガル

9月18日(月)午前

COVID-19 流行からの回復における不平等に対処する状況内での経済的・社会的・文化的権利の推進と保護に関する人権高等弁務官事務所の報告書に関する意見交換対話(継続)

討論(継続): モーリシャス、スペイン、モリタニア、シエラレオネ、ガンビア、ウガンダ、インド、ヴェトナム、イラン、カザフスタン、国連教育科学文化機関、バハマ、ケニア、ガーナ、サウディアラビア、ポリヴィア、世界教会会議国際問題協会委員会、人口開発アクション・カナダ、教育権と教育の自由国際団体、母親が大事 bh:y、人権監視機構、iuventum e.V.、Associazione Comunita Papa Giovanni XXIII、Asociacion HazteOir 団体、Geledes-Instituto da Mulher Negra、インド水財団

まとめ: Nada Al-Nashif 国連人権副高等弁務官

恣意的拘束に関する作業部会との意見交換対話

提出文書: 1. 恣意的拘束に関する作業部会報告書(A/HRC/54/51)

2. ボツワナへの訪問(A/HRC/54/51/Add.1)

3. モンゴルへの訪問(A/HRC/54/51/Add.2)

報告書のプレゼンテーション: Priya Gopalan 恣意的拘束に関する作業部会議長・報告者

当該国ステートメント: ボツワナ、モンゴル

討論: ホンデュラス、リトアニア(諸国グループを代表)、ラトヴィア(諸国グループを代表)、欧州連合、ルクセンブルグ、エジプト、コスタリカ、フランス、ベルギー、パラグアイ、チリ、イラク、アイルランド、米国、中国、アルメニア、インドネシア、メキシコ、カメルーン、アンゴラ、モルデいヴ、ペルー、パキスタン、英国、テュニジア、モロッコ、イエーメン、アルジェリア、キューバ、トーゴ、ヴェネズエラ、エチオピア、アフガニスタン、ザンビア、インド、アゼルバイジャン、イラン、イスラム協力機構、バハマ、パレスチナ国、ジュビリー・キャンペーン、子ども擁護インターナショナル、第19条-国際検閲禁止センター、The Lidskopravni organizace Prava a svobody obnucu Turkmenistanu z.s.、Freedom Now、Justica Global、国内人権市民協会”Beralusian ヘルシンキ委員会”、人権湾岸センターLtd.、英国ヒューマニスト協会、パレスチナ人居住難民の権利 B ADIL リソース・センター

まとめ: Priya Copalan

原因と結果を含めた現代の形態の奴隷制度に関する特別報告者との意見交換対話

提出文書: 1. 現代の形態の奴隷制度の原因と結果としての無宿に関する、原因と結果を含めた現代の形態の奴隷制度に関する特別報告者報告書(A/HRC/54/30)

2. コスタリカへの訪問(A/HRC/54/30/Add.1)

3. モーリタニアへの訪問(A/HRC/t54/30/Add.2)

報告書のプレゼンテーション: 小保方智也原因と結果を含めた現代の形態の奴隷制度に関する特別報告者

当該国ステートメント: コスタリカ、モーリタニア

討論: ホンデュラス、欧州連合、オマーン(湾岸協力会議を代表)、エクアドル

9月18日(月)午後

原因と結果を含めた現代の形態の奴隷制度に関する特別報告者との意見交換対話(継続)

討論(継続): マルタ騎士団、エクアドル、エジプト、ルクセンブルグ、**日本**、米国、イスラエル、フランス、ドイツ、イラク、ベルギー、中国、マラウイ、マレーシア、インドネシア、ロシア連邦、カメルーン、オーストラリア、パキスタン、英国、パナマ、テュニジア、アルジェリア、キューバ、トーゴ、ヴェネズエラ、セネガル、モーリシャス、マリ、コートイヴォワール、インド、反奴隷制度インターナショナル、Edmund Rice インターナショナル Ltd.、ヒューマニスト・インターナショナル、国際レズビアン・ゲイ協会、Reseau Unite pour le Developpement de Mauritanie、アラブ法律家連合、中国人権学協会、ヘルシンキ人権財団、Associazione Comunita Papa Giovanni XXIII、統合青年エンパワーメント-共通イニシャティヴ・グループ

まとめ: 小保方智也

答弁権行使: インド、アゼルバイジャン、日本、インドネシア、テュニジア

民主的で公正な国際秩序の推進に関する独立専門家との意見交換対話

提出文書: 1. 国際機関への青年の参画と関り: 課題と機会に関する民主的で公正な国際秩序の推進に関する独立専門家の報告書(A/HRC/54/28)

2. ジョージアへの訪問(A/HRC/54/28/Add.1)

報告書のプレゼンテーション: Livingstone Sewanyana 民主的で公正な国際秩序の推進に関する独立専門家

当該国ステートメント: ジョージア

討論: コーティヴォワール(アフリカ諸国を代表)、ルクセンブルグ、

まとめ: Livingstone Sewanyana

9月19日(火)午前

強制または任意によらない失踪に関する作業部会との意見交換対話

提出文書: 1. 2022年5月13日から2023年5月12日までに作業部会が調べた通報活動と事件に関する強制または任意によらない失踪に関する作業部会報告書(A/HRC/54/22)

2. ウルグアイへの訪問(A/HRC/54/22/Add.1)

3. ホンデュラスへの訪問(A/HRC/54/22/Add.2)

4. ニュー・テクノロジーと強制失踪(A/HRC/54/22/Add.5)

報告書のプレゼンテーション: Aua Balde 強制または任意によらない失踪に関する作業部会議長 当該国ステートメント: ウルグアイ、ホンデュラス、ホンデュラス国内人権機関

討論: リトアニア(北欧・バルチック諸国を代表)、欧州連合、リヒテンシュタイン(諸国グループを代表)、チリ(諸国グループを代表)、ポーランド(諸国グループを代表)、ルクセンブルグ、コスタリカ、エジプト、クウェート、キプロス、イスラエル、パラグアイ、クロアチア、フランス、チリ、イラク、ベルギー、米国、中国、マラウイ、アルメニア、インドネシア、ルーマニア、南アフリカ、アルゼンチン、バングラデシュ、アンゴラ、モルデイヴ、ベルー、ブルキナファソ、パキスタン、テュニジア、モロッコ、イエーメン、キューバ、トーゴ、ヴェネズエラ、エチオピア、朝鮮民主人民共和国、アフガニスタン、ケニア、ザンビア、ギリシャ、インド、アゼルバイジャン、タイ、ボツワナ、スリランカ、イラン、ガンビア、コロンビア、権利生計賞財団、Comision Mexicana de Defensa y

Promocion de los Derechos Humanos-市民協会、弁護士の権利監視機構カナダ、ヘルシンキ人権財団、シリア・メディア表現の自由センター、女性の人権国際協会、ウクライナ女性団体世界連盟、人権入国 Ma'onah 協会、貧困緩和開発団体、コロンビア法律家協会

まとめ: Aua Balde

危険物質と廃棄物の環境的に健全な管理と処分の人権に対する意味合いに関する特別報告者との意見交換対話

提出文書: 1. 危険物質と廃棄物の環境的に健全な管理と処分が提案されている気候変動解決策に与える人権の意味合いに関する特別報告者報告書(A/HRC/54/25)

2. ガーナへの訪問(A/HRC/54/25/Add.1)

3. 国際海洋機関への訪問(A/HRC/54/25/Add.2)

4. パラグアイへの訪問(A/HRC/54/25/Add.3)

報告書のプレゼンテーション: Marcos Orellana 危険物質と廃棄物の環境的に健全な管理と処分の人権に対する意味合いに関する特別報告者

当該国ステートメント: ガーナ、パラグアイ

討論: 欧州連合、コスタリカ(諸国グループを代表)、コーティヴォワール(アフリカ諸国を代表)、トリニダード・トバゴ(諸国グループを代表)、サモア、エクアドル、アラブ首長国連邦、国連子ども基金、ルクセンブルグ、イスラエル、フランス、エジプト、キューバ

9月19日(火)午後

危険物質と廃棄物の環境的に健全な管理と処分の人権にとっての意味合いに関する特別報告者との意見交換対話(継続)

関連団体によるステートメント: 国際海洋団体

討論(継続): モロッコ、米国、中国、マラウイ、ジョージア、マレーシア、アルメニア、インドネシア、ロシア連邦、南アフリカ、カメルーン、アンゴラ、モルディヴ、ペルー、オーストラリア、パキスタン、サウジアラビア、タンザニア、パナマ、モロッコ、ジブティ、アルジェリア、トーゴ、ヴェネズエラ、セネガル、モーリシャス、朝鮮民主人民共和国、ケニア、ウクライナ、マリ、コーティヴォワール、インド、ヴァヌアトゥ、アゼルバイジャン、イスラム協力機構、カーボヴェルデ、イラン、バングラデシュ、中国国際綱領 NGO ネットワーク、iuventum e.V.、Association pour la defense des droits de l'homme et des revendications democratiques/culturelles du peuple Azerbaidjanais-Iran、FIAN インターナショナル e.V.、スイス・カトリック Lenten 基金、国際環境法センター、欧州センター-第三世界、Justica Global、中国国際理解協会、中国人権学協会

まとめ: Marcos Orellana

答弁権行使: アゼルバイジャン、イラク、日本、中国、アルメニア、朝鮮民主人民共和国

傭兵に関する作業部会との意見交換対話

提出文書: 1. 傭兵及び傭兵関連行為者の略奪的募集を含めた募集に関する人権侵害と人々の自己決定権の行使を妨げる手段としての傭兵の使用に関する作業部会報告書(A/HRC/54/29)

2. ギリシャへの訪問(A/HRC/54/29/Add.1)

3. アルメニアへの訪問(A/HRC/54/29/Add.2)

報告書のプレゼンテーション: Chris Kwaja 人権を妨げ、人々の自己決定権を妨げる手段としての傭兵の使用に関する作業部会委員

当該国ステートメント: アルメニア、ギリシャ

討論: ホンデュラス、欧州連合、エジプト、コスタリカ、フランス、イラク、中国、ロシア連邦、南アフリカ、カメルーン、英国、パナマ、キューバ、ヴェネズエラ、アフガニスタン、アゼルバイジャン、スーダン、法的分析調査公共連合、Institut International pour le droits et le Developpement、貧困緩和開発団体、Association Culturelle des Tamouls en France、国際法律家委員会、シリア・メディア表現の自由センター、平和のための Maat、開発人権協会、統合青年エンパワーメント-共通イニシャティヴ・グループ、中国人権学協会、インド水財団

まとめ: Chris Kwaja

9月20日(水)午前

開発への権利に関する専門家メカニズムとの意見交換対話

提出文書: 1. 国際投資法における開発への権利に関する開発への権利に関する専門家メカニズム報告書(A/HRC/54/82)

2. 不平等・社会保護・開発への権利(A/HRC/54/83)

3. 協力する責務と非国家行為者(A/HRC/54/84)

報告書のプレゼンテーション: Liliana Valina 開発への権利に関する専門家メカニズム議長・報告者

討論: 欧州連合、エクアドル、イラク、中国、マラウイ、マレーシア、アルメニア、ジンバブエ、ロシア連邦、南アフリカ、バングラデシュ、ナミビア、パキスタン、イスラム協力機構、オマーン、マダガスカル、シリア、アゼルバイジャン、ホンデュラス、エジプト、シーク人権グループ、Jameh Ehyagaran Teb Sonnatu va Salamat Iranian、国際ムスリム女性連合、国際弁護士団体、Associazione Comunita Papa Giovanni XXIII、アジア太平洋女性リソース調査センター、ロシア人同国人会議、北京国際交流 NGO 協会、Federatie van Nederlandse Verenigingen tot Integratie Van Homoseksualiteit-COC オランダ、世界 Barua 団体

まとめ: Liliana Valina

開発への権利に関する特別報告者との意見交換対話

提出文書: 1. 開発への権利を再活性化する: 未来の夢に関する開発への権利に関する特別報告者報告書(A/HRC/54/27)

2. アルバニアへの訪問(A/HRC/54/27/Add.1)

3. アルバニアのコメント(A/HRC/54/27/Add.2)

報告書のプレゼンテーション: Surya Deva 開発への権利に関する国連特別報告者

当該国ステートメント: アルバニア

討論: リトアニア(北欧・バルチック諸国を代表)、欧州連合、コーティヴォワール(アフリカ諸国を代表)、パキスタン(イスラム協力機構を代表)、リビア(アラブ諸国を代表)、イラン(諸国グループを代表)、国連開発計画、エジプト、ルクセンブルグ、ホーリーシー、クウェート、バラグアイ、サウディアラビア、イラク、ホンデュラス、中国、マラウイ、マレーシア、パレスチナ国、アルメニア、ブラジル、ジンバブエ、南アフリカ、スリランカ、カメルーン、バングラデシュ、アンゴラ、モルディヴ、ブルキナファソ、タンザニア、パナマ、テュニジア、モロッコ、ジブティ、アルジェリア、キューバ、トーゴ、ヴェネズエラ、エチオピア、フィリピン、セネガル、シエラレオネ、ベラルーシ、ザンビア、シリア・アラブ共和国、ヴェトナム。カザフスタン、スーダン、イラン、ルーマニア

9月20日(水)午後

開発への権利に関する別報告者との意見交換対話(継続)

討論(継続): ボツワナ、カンボディア、カーボヴェルデ、国連子ども基金、オマーン、東ティモール、ドイツ、ロシア連邦、エリトリア、ニジェール、バハマ、南センター、ガーナ、英国、インドネシア、ラオ人民民主主義共和国、アゼルバイジャン、ルワンダ、ボリヴィア、ブルンディ: Commission Nationale Independante des Droits de l'homme、中欧-第三世界、Associazione Comunita Papa Giovanni XXIII、チベット文化保存開発中国協会、シーク人権グループ、外部との交流のための中国民族マイノリティ協会、持続可能な開発機関、国際レズビアン・ゲイ協会、人口開発アクション・カナダ、アジア人権開発フォーラム、イラン人短身成人協会

まとめ: Surya Deva

事務総長、高等弁務官、開発への権利に関する作業部会、民間軍事・安全保障会社の活動に関する作業部会のテーマ別報告書と口頭による最新情報のプレゼンテーション

提出文書: 1. 植民地主義の遺産が人権の享受に与える否定的インパクト(A/HRC/54/4)

2. 死刑の問題(A/HRC/54/33)

3. 予防できる妊産婦死亡と罹病の撤廃への人権に基づく取り組みの適用における好事例と課題に関するフォローアップ報告書(A/HRC/54/34)

4. 子どもの権利と包摂的社会保護(A/HRC/54/36)

5. 人権教育の世界プログラムの第5段階のための対象セクター、重点領域、テーマ別人権問題に関する国々及びその他のステイクホルダーの見解(A/HRC/54/37)

6. 開発への権利(A/HRC/54/38)
7. 先住民族の権利(A/HRC/54/39)
8. 第 24 回開発への権利作業部会報告書(A/HRC/54/40)
9. すべての人権の享受への開発の貢献に関する地域セミナー(A/HRC/54/43)
10. COVID-19 の流行と流行後の回復期の状況での公的問題に参画する権利の実施に関する会期間ワークショップの概要(A/HRC/54/44)
11. 開発への権利宣言の 35 周年を記念する高官会議(A/HRC/54/45)
12. 死刑の問題に関する高官パネル討論(A/HRC/54/46)
13. 持続可能で包摂的な経済の状況での気候変動行動、対応、インパクトに関連する働く権利の未来(A/HRC/54/48)
14. 開発への権利に関する国際盟約案(A/HRC/54/50)
15. 注釈付きの開発への権利に関する国際盟約案(A/HRC/54/50/Add.1)
16. 開発への権利に関する国際盟約案: コメントとテキストの提案の検討(A/HRC/50/Add.2)
17. 世界麻薬問題のあらゆる側面に対処し対抗する際の人権課題(A/HRC/54/53)
18. 移動者の人権(A/HRC/54/81)

報告書のプレゼンテーション: Zamir Akram 開発への権利に関する国際作業部会議長・報告者、Mxolisi Sizo Nkosi 民間軍事安全保障会社に関する政府間作業部会議長・報告者、Peggy Hicks 人権高等弁務官事務所テーマ別関り、特別手続、開発への権利部部長

議事項目 3: 開発への権利を含めた全ての人権、市民的・政治的・経済的・社会的・文化的権利の推進と保護

一般討論

コスタリカ(諸国グループを代表)、コートジボワール(アフリカ諸国を代表)、パキスタン(イスラム協力機構を代表)、ベルギー(諸国グループを代表)、中国(諸国グループを代表)、ヴェトナム(諸国グループを代表)、カザフスタン(諸国グループを代表)、スイス(諸国グループを代表)、ヴェネズエラ(諸国グループを代表)、チリ(諸国グループを代表)、スペイン(欧州連合を代表)、スイス(諸国グループを代表)、ヴェネズエラ(諸国グループを代表)、アゼルバイジャン(非同盟運動を代表)、オマーン(湾岸協力会議を代表)、パナマ(諸国グループを代表)、キューバ(諸国グループを代表)、スペイン(諸国グループを代表)、ブラジル(諸国グループを代表)、サウディアラビア(諸国グループを代表)、ルクセンブルグ、中国、フランス、ウクライナ、米国、マラウイ、マレーシア、コスタリカ、ジョージア、ルーマニア、南アフリカ、バングラデシュ、モルディヴ、パキスタン、キューバ、アルジェリア、インド、ボリヴィア、メキシコ、ホンデュラス

9月21日(木)午前

一般討論(継続)

国連人口基金、エクアドル、エジプト、イラク、バーレーン、イラン・イスラム共和国、マルタ騎士団、アルメニア、ロシア連邦、コロンビア(諸国グループを代表)、インドネシア、ジンバブエ、ブルキナファソ、ペルー、ナミビア、チュニジア、フィリピン、アフガニスタン、モーリシャス、ペラルーシ、ウガンダ、ザンビア、パレスチナ国、国連エイズ合同計画、アゼルバイジャン、レバノン、トルコ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ナイジェリア、国内人権機関世界同盟、創価学会インターナショナル、オーストラリア法律会議、拷問被害者 Khiam リハビリ・センター、Instituto de Desenvolvimento e Direitos Humanos、イラン自閉症協会、中国国連協会、拷問廃止キリスト教徒行動国際連盟、女性家族計画連盟、ヘルシンキ人権財団、婦人国際平和自由連盟、Il Cenacolo、開放社会機関、国際民主的穂弁護士協会、Conectas Direitos Humanos、Mouvement National des Jeunes Patriotes du Mali、国境なき開発国際人道協会、中欧-第三世界、世界教会会議国際問題教会委員会、世界福音同盟、イラン・サラセミア協会、国際国連青年学生運動、人口開発アクション・カナダ、英国ヒューマニスト協会、人権民主的参画センター SHAMS、ヒューマニスト・インターナショナル、母親が大事、イラン人エリート調査センター、カイロ人権学研究所、権利生計賞財団、ジュビリー・キャンペーン、シーク人権グループ、Mouvement contre le racisme et pour l'amitie entre le peoples、良心と平和税インターナショナル、国際人権サーヴィス、Associazione Comunita Papa Giovanni XXIII、Centro de Estudios Legales y Sociales Asociacion Civil、国際害悪削減協会、女性の権利擁護機関、国際高齢化連盟、アムネスティ・インターナショナル、公正取引と人権支持国際会議、全世界基督教徒連帯、平和のための Maat、開発人権協会、弁護士の権利監視機構カナダ、VIVAT インターナショナル、国際法律家委員会、北京国際交流 NGO 協会、Coordination des Associations et des Particuliers pour la Liberte de Conscience、INHR、協議のための友好世界委員会、南北協力連合都市機関、人権平和アドヴォカシー・センター、中国チベット文化保存開発協会、欧州法律司法センター、Comite International pour le Respect et l'Application de la Charte Africaine des Droits de l'Homme et des Peoples、Acociacion HazteOil 団体、カメルーン高齢者福祉地域センター、不利な立場のイラン人患者医療支援協会、Association pour la defense des droits de l'homme et de revendications democratiques/culturelles du peuple Azerbaidjanais-Iran、Jameh EhyagaranTeb Sonnati Va Salamat Iranian、Rahbord Peimaesh 調査教育サーヴィス協同組合、Edmund Rice インターナショナル Ltd.、北西人権団体連合、Rencontre Africaine pour la defense des droits de l'homme、持続可能な開発機関、Institut International pour les Droits et les Developpment、Rajasthan Samgrah Kalyan Sansthan、暴力被害者擁護団体、女性の人権

国際協会、自由擁護同盟、Maryam Ghasemi 教育慈善機関、水・環境・保健世界機関、アフリカ文化インターナショナル、Le conseil universel des droits de l'homme、教育への権利と教育の自由国際機関、青年統合ヴォランティア・プラットフォーム

9月21日(木)午後

開発への権利を含めた全ての人権、市民的・政治的・経済的・社会的・文化的権利の推進と保護に関する一般討論(継続)

議事項目 4: 理事会の注意を必要とする人権状況

エチオピアに関する人権専門家委員会との意見交換対話

提出文書: エチオピアに関する人権国際委員会報告書(A/HRC/54/55)

報告書プレゼンテーション: Mohamed Chande Othman エチオピアに関する人権専門家国際委員会議長

当該国ステートメント: エチオピア

討論: コーティヴォワール(アフリカ諸国を代表)、欧州連合、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、米国、オランダ、フランス、スイス、ベルギー、中国、ロシア連邦、オーストラリア、英国、ヴェネズエラ、キューパ、スペイン、ウガンダ、ギリシャ、ニジェール、スーダン、カナダ、キプロス、イラン、エリトリア、アイルランド、人権のための医師、欧州法律司法センター、Coordination des Associations et des Particuliers pour la Liberte de Conscience、人権監視機構、アムネスティ・インターナショナル、全世界キリスト教徒連帯、人権アドヴォキッツ、CIVICUS-市民参画同盟、平和のための Maat、開発人権協会、国際弁護士協会

まとめ: Steven Ratner エチオピアに関する人権専門家国際委員会委員、Radhika Coomaraswamy エチオピアに関する人権専門家国際委員会委員、Mohamed Chande -4bhd

ロシア連邦の人権状況に関する特別報告者との意見交換対話

提出文書: ロシア連邦の人権状況に関する特別報告者報告書(A/HRC/54/54)

報告書のプレゼンテーション: Mariana Katzarova ロシア連邦における人権状況に関する特別報告者

討論: フィンランド(諸国グループを代表)、欧州連合、ルクセンブルグ、リヒテンシュタイン、スイス、ポルトガル、チェキア、ドイツ、日本、オーストリア、米国、クロアチア、リトアニア、フランス、マルタ、ベルギー、ポーランド、アイルランド、ニュージーランド、ジョージア、カナダ、キプロス、中国、ジンバブエ

9月22日(金)午前

ロシア連邦の人権状況に関する特別報告者との意見交換対話(継続)

討論(継続): ルーマニア、オーストラリア、英国、ヴェネズエラ、スペイン、ブルガリア、アルバニア、ベラルーシ、マリ、モンテネグロ、ウクライナ、ギリシャ、イラン、スロヴァキア、モルドヴァ共和国、イタリア、エリトリア、朝鮮民主人民共和国、シリア・アラブ共和国、ニカラグア、オランダ、キューバ、人権ハウス財団、国連監視機構、良心と平和税インターナショナル、国際人権同盟連盟、ヒューマニスト・インターナショナル、国際弁護士協会、人権アドヴォキッツ、弁護士の権利監視機構カナダ、アムネスティ・インターナショナル、人権のための医師

まとめ: Mariana Katzarova

シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会との意見交換対話

提出文書: シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会報告書(A/HRC/54/58)

報告書のプレゼンテーション: Paulo Sergio Pinheiro シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会議長

当該国ステートメント: シリア・アラブ共和国

討論: 欧州連合、エストニア(北欧・バルチック諸国を代表)、英国(諸国グループを代表)、アラブ首長国連邦、リヒテンシュタイン、カタール、イタリア、エクアドル、ルクセンブルグ、ヨルダン、コスタリカ、イスラエル、米国、トルコ、エジプト、オランダ、フランス、ドイツ、スイス、マルタ、イラク、ベルギー、アイルランド、ジョージア、キプロス、中国、ブラジル、ジンバブエ、ロシア連邦、ウクライナ、オーストラリア、ワオ人民民主主義共和国、ヴェネズエラ、キューバ、朝鮮民主人民共和国、アルバニア、ベラルーシ、イラン、ギリシャ、スーダン、ナイジェリア、英国、カイロ人権学研究所、Centre Zagros pour les Droits de l'Homme、パレスチナ人帰還センターLtd.、世界ユダヤ人会議、人権入国 Ma'onah 協会、シリア・ディア表現の自由センター、国際人権サービス、世界レバノン文化連合 Ltd.、平和のための Maat、開発人権協会、Non ce pace senza giustizia

まとめ: Lynn Welchman シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会委員、Hanny Legally シリア・アラブ共和国に冠する独立国際調査委員会委員、Paulo Sergio Pinheiro

9月22日(金)午後

ブルンジの人権状況に関する特別報告者との意見交換対話

提出文書: ブルンジの人権状況に関する特別報告者報告書(A/HRC/54/56)

報告書のプレゼンテーション: Fortune Gaetan Zongo ブルンジの人権状況に関する特別報告者

当該国ステートメント: ブルンディ、ブルンディ国内人権機関

討論: ノルウェー(諸国グループを代表)、欧州連合、リヒテンシュタイン、スイス、エジプト、英国、フランス、オランダ、ベルギー、アイルランド、米国、中国、ジンバブエ、ロシア連邦、ルクセンブルグ、タンザニア、イエーメン、ヴェネズエラ、朝鮮民主人民共和国、ケニア、ウガンダ、スーダン、ルーマニア、ベラルーシ、エリトリア、シリア、イラン、ACAT 国際連盟、東部アフリカ・アフリカの角人権擁護者プロジェクト、

Rencontre Africaine pour la defense des Droits de l'homme、人権監視機構、人権調査連盟、CIVICUS、Centre du Commerce International pour le Developement、国際人権同盟連盟、アムネスティ・インターナショナル

まとめ: Fortune Gaetan Zongo

2020年の大統領選の準備段階とその余波におけるベラルーシの人権状況に関する高等弁務官の口頭による最新情報に関する意見交換対話

口頭による最新情報のプレゼンテーション: Nada Al-Nashif 国連副人権高等弁務官

当該国ステートメント: ベラルーシ

討論: エストニア(諸国グループを代表)、欧州連合、ベルギー(諸国グループを代表)、リヒテンシュタイン、チェキア、オーストリア、コスタリカ、米国、リトアニア、ドイツ、スイス、マルタ、フランス、ポーランド、中国、ジンバブエ、ルーマニア、ロシア連邦、英国、ラオ人民民主主義共和国、キューバ、ヴェネズエラ、朝鮮民主人民共和国、スロヴァキア、ブルガリア、アルバニア、モンテネグロ、ウクライナ、ギリシャ、イラン、シリア、モルドヴァ共和国、スーダン、レバノン、ニカラグア、エリトリア、カンボディア、アゼルバイジャン、人権ハウス財団、良心と平和税インターナショナル、国際弁護士協会、権利生計賞財団、国際人権同盟連盟、人権機関、アムネスティ・インターナショナル、報道者の自由と安全機関

9月25日(月)午前

ジェンダー同数の改訂と人権理事会とそのメカニズムを含めた国際人権機関の作業へのジェンダーの統合に対するその貢献に関する年次討論

開会ステートメント: Nada Al-Nashif 国連人権副高等弁務官

パネリストのステートメント:

1. Aua Balde 強制または任意によらない失踪に関する作業部会議長
2. Frans Viljoen 人権理事会諮問委員会委員
3. Alejandra Vicente Redress 法律部長・GQUAL キャンペーン事務局委員

討論: スペイン、ノルウェー(諸国グループを代表)、カナダ(諸国グループを代表)、欧州連合、インドネシア(諸国グループを代表)、ジャマイカ(諸国グループを代表)、ルクセン

ブルグ(Benelux を代表)、チリ(諸国グループを代表)、ブラジル、フランス、スイス、コスタリカ、スロヴェニア、国連ウィメン、韓国、エジプト、コロンビア、中国、ジョージア、国連人口基金、ルーマニア、南アフリカ、アンゴラ、ペルー、トーゴ、セネガル、モーリシャス、シエラレオネ、人口開発アクション・カナダ、アジア太平洋女性リソース調査センター、国際レズビアン・ゲイ協会、プラン・インターナショナル Inc.、Akshar 財団
まとめ: Nada Al-Nashif

ウクライナに関する独立国際調査委員会との意見交換対話

プレゼンテーション: Erik Mose ウクライナに関する独立国際委員会議長

当該国ステートメント: ウクライナ

討論: リトアニア(北欧・バルチック諸国を代表)、欧州連合、デンマーク(諸国グループを代表)、国連ウィメン、スイス、リヒテンシュタイン、韓国、チェキア、イタリア、スロヴァキア、ポルトガル、フィンランド

9月25日(月)午後

ウクライナの独立国際調査委員会との意見交換対話(継続)

討論(継続): エクアドル、オーストリア、ジョージア、カナダ、クロアチア、米国、トルコ、マルタ、ポーランド、アイルランド、ニュージーランド、ベルギー、ルクセンブルグ、ブルガリア、中国、ルーマニア、アルゼンチン、ウルグアイ、英国、北マケドニア、ヴェネズエラ、スペイン、スロヴァキア、アルバニア、ベラルーシ、モンテネグロ、ギリシャ、シリア、モルドヴァ共和国、朝鮮民主人民共和国、ニカラグア、イラン、ジンバブエ、オランダ、ドイツ、フランス、人権のための医師、人権ハウス財団、カトリック国際教育事務所、世界ウクライナ女性団体連盟、人権機関、第19条-国際検閲禁止センター、Meezaan 人権センター、国際人権同盟連盟、世界非殺害センター、iuventum e.V.

まとめ: ウクライナ、Erik Mose、Pablo de Greiff ウクライナに関する独立国際調査委員会委員、Vrinda Grover ウクライナに関する独立調査委員会委員

ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国に関する独立国際事実確認ミッションとの意見交換

提出文書: ヴェネズエラ・ボリヴィアリアン共和国に関する独立国際事実確認ミッション-報告書(A/HRC/54/57)

報告書のプレゼンテーション: Marta Valinas ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国に関する独立国際事実確認ミッション議長

当該国ステートメント: ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

討論: 欧州連合、ベルギー(諸国グループを代表)、カナダ(諸国グループを代表)、ポルトガル、チリ、オーストリア、パラグアイ、エクアドル、チェキア、ドイツ、スイス、アイルランド、ジョージア、米国、中国、ブラジル、ジンバブエ、ロシア連邦、スリラン

カ、アルゼンチン、ウルグアイ、オーストラリア、英国、サウディアラビア、イエーメン、ラオ人民民主主義共和国、キューバ、朝鮮民主人民共和国、スペイン、ベラルーシ、ギリシャ、ボリヴィア、イラン、シリア、ブルンディ、トルコ、スーダン、エジプト、カンボディア、ニカラグア、ウクライナ、エリトリア、ペルー、アルジェリア、ニジェール、国際民主弁護士協会、Fundacion Latinoamericana por los Derechos Humanos y el Desarrollo Social、自由の家、Aula Abielta、国際法律家委員会、アムネスティ・インターナショナル、国際人権同盟連盟、人権監視機構

まとめ: Patricia Tappata Valdez ヲエネズエラ・ボリヴァリアン共和国独立国際事実確認ミッション委員、Francisco Cox Vial ヲエネズエラ・ボリヴァリアン共和国独立国際事実確認ミッション委員

9月26日(火)午前

気候変動と世界的な環境の意思決定プロセスへの若者の関りというテーマに関する青年と人権についての2年に1度のパネル討論

開会ステートメント:

1. Volker Turk 国連人権高等弁務官
2. Adriana Mira エルサルヴァドル外務政務官

パネリストによるステートメント:

1. Evelyn Adzovi Addor ガーナの気候折衝者、エコケア・ガーナのコミュニケーション担当官及び気候青年折衝者プログラム委員
2. Vishal Prasad 気候変動と闘う太平洋島嶼国学生キャンペーン部長
3. Xiomara Acecedo Navarro 世界青年生物多様性ネットワーク代表
4. Zuhair Armed Kowsik 国連会派計画への子どもと青年主要グループのための世界フォーカル・ポイント

討論: バハマ、モルディヴ(小島嶼開発途上国を代表)、エルサルヴァドル(諸国グループを代表)、オマーン(湾岸協力会議を代表)、リビア(アラブ諸国を代表)、東ティモール(ポルト語国共同体を代表)、欧州連合、バハマ(カリブ海共同体 Caricom を代表)、国連開発計画、リトアニア、ポルトガル、ドイツ、カタール、フィンランド、ボリヴィア、サモア、イラク、バーレーン、イタリア、アラブ首長国連邦、クロアチア、アイルランド、マラウイ、ベルギー、Consell National des droits de l'homme du Maroc、世界ユダヤ人会議、青年とセクシュアリティのための Stichting CHOICE、世界ヴィジョン・インターナショナル、セイヴ・ザ・チルドレン・インターナショナル、Istituto Internazionale Maria Ausiliatrice delle Salesiane di Don Bosco

まとめ : Evelyn Adzovi Addor、Vishal Prasad、Xiomara Acecedo Navarro、Zuhair Aemed Kowsik

ミャンマーの人権の全体的状況に関する高等弁務官の報告書に関する意見交換対話

提出文書: ミャンマーの人権状況に関する人権高等弁務官事務所報告書(A/HRC/54/59)

報告書のプレゼンテーション: Volker Turk 国連人権高等弁務官

討論: 欧州連合、オーストラリア(諸国グループを代表)、パキスタン(イスラム協力機構を代表)、イタリア、チェコ共和国、リビア、クウェート、ルクセンブルグ、米国、トルコ、ドイツ、フランス、サウジアラビア、ジョージア、マレーシア、タイ、中国、インドネシア、ロシア連邦、バングラデシュ、モルディヴ、英国、ラオ人民民主主義共和国、ヴェネズエラ、スペイン、ガンビア、インド、Edmund Rice インターナショナル Ltd.、ヒューマン・ライツ・ナウ、Federatie van Nederlandse Verengingen tot Integratie Van Homoseksualiteit-COC オランダ、ジュビリー・キャンペーン、市民的政治的権利センター、アジア人権開発フォーラム、CIVICUS-世界市民参画同盟、第 19 条-国際検閲禁止センター、国際弁護士協会、Meezaan 人権センター

まとめ: Volker Turk

9月26日(火)午後

一般討論:

コーティヴォワール(アフリカ諸国を代表)、パキスタン(イスラム協力機構を代表)、スペイン(欧州連合を代表)、ヴェネズエラ(諸国グループを代表)、アゼルバイジャン(非同盟運動を代表)、リビア(アラブ諸国を代表)、ヴェネズエラ(諸国グループを代表)、チェキア、ルクセンブルグ、フィンランド、フランス、ウクライナ、米国、マラウイ、ベルギー、ジョージア、ドイツ、ボリヴィア、パキスタン、英国、キューバ、アルジェリア、ガンビア、インド、中国、ヴェトナム、エリトリア、スイス。イラン、オランダ、日本、イスラエル、オーストリア、アルメニア、キプロス、トルコ、ノルウェー、アイルランド、カナダ、ロシア連邦、インドネシア、オーストラリア、エストニア、ヴェネズエラ、アフガニスタン、朝鮮民主主義人民共和国、デンマーク、ベラルーシ、スウェーデン、アゼルバイジャン、シリア、南スーダン、ブルンディ、韓国、ニカラグア、ジンバブエ、サウジアラビア、アイスランド、Fundacion-Vida-Grupo Ecologico Verde、国際キリスト教徒連帯、Witnnesses Ashoora 国際財団、イラン自閉症協会、Comite International pour le Respect et l'Application de la Charte Africaine des Droits de l'Homme ey des Peuples、人間は権利、Mouvement contre le racisme et pour l'amitie entre les peuples、国際司法監視機構協会、Elizka 救援財団、ヘルシンキ人権財団、Justica Global、北京国際交流 NGO 協会、イラン・サラセミア協会、Coordination des Associations ey des Particuliers pour la Liberte de Conscience、拷問被害者 Khiam リハビリ・センター、東部アフリカ・アフリカの角人権擁護者プロジェクト、イラン・エリート調査センター、国際国境なき開発のため

の人道協会、世界福音同盟、公正な裁判と人権支援国際会議、Gh 女性の権利保護機関、水・環境・保健世界機関、Institut international pour les Droits et le Developpement、法律司法欧州センター、Maryam Ghasemi 教育慈善機関、人権平和アドヴォカシー・センター、中欧-第三世界、希望の母カメルーン共通イニシャティヴ・グループ、Rajasthan Samgrah Kalyan Sansthan、Jameh Ehyagaran Teb Sonnati Va Salamat Iranian、暴力被害者擁護団体、Rahbord Peimaesh 調査教育サービス協働組合、不利な立場にあるイラン人患者のための医療支援協会、Association pour la defense des droits de l'homme et des revendications democratiques/culturelles du peuple Azelbaidjanais-Iran、持続可能な開発機たソース・センター、国連監視機構、バーレーンの民主主義の人権のためのアメリカ人 Inc.、ヒューマニスト・インターナショナル、北西人権団体連合、マイノリティ権利グループ、アフリカ文化インターナショナル、ジュビリー・キャンペーン、国際レズビアン・ゲイ協会、第 19 条-国際検閲禁止センター、カイロ人権学研究所

9月27日(水)午前

子どもに対するサイバーいじめに関するパネル討論

開会ステートメント: Nadal Al-Nashif 国連人権高等弁務官

パネリストによるステートメント:

1. Philip Jaffe 子ども権利委員会委員・ジュネーブ大学子どもの権利学センター部長
2. Santa Rose Mary ウガンダの子どもの権利提唱者
3. Yony Tsouna イスラエルの暴力削減団体 Matzmichim 創設者・共同部長
4. Deepali Liberhan Meta 安全政策部長

討論: イスラエル(諸国グループを代表)、オーストリア(諸国グループを代表)、ブルガリア(国際フランス語圏団体を代表)、パラグアイ(諸国グループを代表)、インドネシア(諸国グループを代表)、欧州連合、トルコ(諸国グループを代表)、ルクセンブルグ、米国、国連子ども基金、ホーリーシー、マレーシア、英国、カザフスタン、国連教育科学文化機関、マダガスカル、フランス、コスタリカ、リトアニア、韓国、アラブ首長国連邦、ドイツ、チリ、マラウイ、Conseil National des Droits de l'homme du Maroc、母親が大事、北京子どもの法的支援と調査センター、国際家族計画連盟、カトリック国際教育事務所、セイヴ・ザ・チルドレン・インターナショナル

まとめ: Philip Jaffe、Santo Rose Mary、Yony Tsouna、Deepali Liberhan

理事会の注意を必要とする人権状況に関する一般討論

対話と人権のためのアラブ・欧州フォーラム、フランシスカン・インターナショナル、Le conseil universel des droits de l'homme、青年統合ヴォランティアプラットフォーム、国際ムスリム女性連合、権利生計賞財団、Bachehaye Asemame Kamran リハビリ機関、英

国世界スリランカ・フォーラム、Al Baraem 慈善活動協会、イラン人短身成人協会、国際人権サービス、Al-Haq 人に仕える法、CSW/CEDAW 女性 NC-NC 委員会、Edmund Rice インターナショナル Ltd.、貧困緩和開発団体、人権監視機構、人権機関、アムネスティ・インターナショナル、人権のための連合、全世界キリスト教徒連帯、CIVICUS-世界市民参画同盟、VOVAT インターナショナル、弁護士の権利監視機構カナダ、人権調査同盟、Association pour l'Integration et le Deceloppement Durable au Burundi、Alsalam 財団、Stichting 世界人権擁護、MIMAN 協会、Rencontre Africaine pour la defense des droits de l'homme、世界ムスリム会議、平和と持続可能な開発国際行動、Lidscopravni organizace Prava a svobody obcanucu Turkmenistnu z.s.、イラク開発団体、Association Internationale pour l'egalite des femmes、Pasumai Thaayagam 財団、人権入国 Ma'onah 協会、アフリカ先住民族調整委員会、国際弁護士団体、Association Bharathi Centre Culurel Franco-Tamoul、連合村

9月27日(水)午後

理事会の注意を必要とする人権状況に関する一般討論(継続)

Tumuk 開発文化連合、Meezaan 人権センター、Reseau Unite pour le Developpement de Mauritanie、米州マイノリティ国際人権協会、"ECO-FAWN"(環境保存団体-植林・野生動物・自然財団)、テロ被害者擁護協会、アラブ法律家連合、国際人種差別撤廃団体、報道者の自由と安全機関、ジェンダー正義と女性のエンパワーメント協会、アジア尊厳イニシアティブ、インド水財団、ヒューマン・ライツ・ナウ、Promotion du Developpement Economique et Social-PDES、インターフェイス・インターナショナル

答弁権行使: キューバ、日本、インド、キプロス、ベラルーシ、レバノン、アゼルバイジャン、ロシア連邦、スーダン、マレーシア、米国、リトアニア

先住民族の権利に関するパネル討論

開会ステートメント: Ilze Brands Kehris 国連人権事務総長補

パネリストによるステートメント:

1. Shelyl Lightfoot 先住民族の権利に関する専門家メカニズム議長・報告者
2. Anabela Carlon Flores メキシコのヤクゥイ族弁護士
3. Jose Francisco Cali Tzay 先住民族の権利に関する特別報告者
4. Adriana Quinones 国連ウイメン・ジュネーブ事務所人権と開発長

討論: ブラジル、スペイン、フィンランド(諸国グループを代表)、欧州連合、エクアドル、メキシコ、ウクライナ、グアテマラ、国連開発計画、鼓膜問開発法団体、アルメニア、ロシア連邦、タンザニア、ヴェネズエラ、イラン、ヴァヌアトゥ、マレーシア、キューバ、インドネシア、コスタリカ、中国、南アフリカ、国際インド条約会議、フランス

カン・インターナショナル、女性・教育・開発国際ヴォランティア団体-VIDES、Grupo intercultural ALMCIGA、Consultoria Papa Los Derechos Humanos y el Desplazamiento、Edmund Rice インターナショナル Ltd.、女性のスピリット (Ruach Nashit)-暴力の女性サヴァイヴァーの財政的独立

まとめ: Sheryl Lightfoot、Anabela Carlon Flores、Jose Francisco Cali Tzay、Adriana Quinones

9月28日(木)午前

議事項目 5: 人権機関とメカニズム

先住民族の権利に関する専門家メカニズムとの意見交換対話

提出文書: 1. 先住民族の権利に関する国連宣言の目的を達成する努力に関する好事例と教訓を明らかにし、普及し、推進することに関する先住民族の権利に関する専門家メカニズムの報告書(A/HRC/54/52)

2. 専門家メカニズムの第16回会期(A/HRC/54/63)

3. 先住民族の権利に与える軍事化のインパクトに関するテーマ別調査
(A/HRC/54/64)

報告書のプレゼンテーション:

1. Sheryl Lightfoot 先住民族の権利に関する専門家メカニズム議長・報告者

2. Pablo Miss 先住民族のための国連任意基金評議委員会を代表

討論: 欧州連合、グアテマラ(諸国グループを代表)、ブラジル、米国、ホンデュラス、カナダ、中国、インドネシア、ロシア連邦、ペルー、オーストラリア、タンザニア、パナマ、キューバ、ヴェネズエラ、ボリヴィア、アゼルバイジャン、ウクライナ、国際インド条約会議、フランシスカン・インターナショナル、スイス・カトリック Lenten 基金、Geneve pour les droits de l'homme: formation internationale、Associazione Comunit Papa Giovanni XXIII、Edmund Rice インターナショナル Ltd.、Al-Haq、人に仕える法、マイノリティの権利グループ、米州先住民族国際委員会、権利生計賞財団

まとめ: Sheryl Lightfoot

答弁権行使: ギリシャ、中国、アルメニア、朝鮮民主人民共和国、チュニジア、ヴェネズエラ、パキスタン、トルコ、韓国、イラン、イラク、ニカラグア、イスラエル、ベラルーシ、日本、アゼルバイジャン

先住民族の権利に関する特別報告者との意見交換対話

提出文書: 1. グリーン金融-先住民族の権利を保護するための正しい移行に関する先住民族の権利に関する特別報告者報告書(A/HRC/54/31)

2. デンマークへの訪問(A/HRC/54/31/Add.1)

3. グリーンランドへの訪問(A/HRC/54/31/Add.2)

4. カナダへの訪問(A/HRC/54/31/Add.3)

報告書のプレゼンテーション: Francisco Cali-Tzay 先住民族の権利に関する特別報告者

当該国ステートメント: カナダ、カナダ国内人権委員会、デンマーク、グリーンランド

討論: アイスランド(北欧・バリチック諸国を代表)、欧州連合、メキシコ(諸国グループを代表)、ウクライナ(ルプリン・トライアングル諸国を代表)、ニュージーランド(諸国グループを代表)、ルクセンブルグ(諸国グループを代表)、ボリヴィア(諸国グループを代表)、国連開発計画、エクアドル、ホーリーシー、ブラジル、パラグアイ、チリ、コロンビア、レソト、米国

9月28日(木)午後

先住民族の権利に関する特別報告者との意見交換対話(継続)

討論(継続): マレーシア、アルメニア、中国、インドネシア、ロシア連邦、南アフリカ、カメーン、ペルー、タンザニア、パナマ、キューバ、トーゴ、ヴェネズエラ、フィリピン、グアテマラ、イラン、ブルンディ: Commission nationale independante des droits de l'homme、人イニシヤティヴ、Iepe-Institute de Pesquisa et Formacao Indigena、Conectas Direitos Humanos、FIAN インターナショナル e.V.、平和 Brigades インターナショナル、Conselho Indigenista Missionario、人口開発アクション・カナダ、権利生計賞財団、アムネスティ・インターナショナル

まとめ: Francisco Cali-Tzay

議事項目 5: 人権機関とメカニズム

諮問委員会との意見交換対話

提出文書: 1. 気候保護を意図したニュー・テクノロジーが人権の享受に与えるインパクトに関する人権諮問委員会報告書(A/HRC/54/47)

2. 組織的人種主義を根こそぎにすることによる人種的正義と平等の推進(A/HRC/54/70)

報告書のプレゼンテーション: Milena Costas Trascasas 諮問委員会議長

討論: 欧州連合、パナマ(諸国グループを代表)、韓国、ブラジル、エジプト、ポーランド、マラウイ、中国、ロシア連邦、モルディヴ、パキスタン、パナマ、モロッコ、キューバ、ヴェネズエラ、ガンビア、ギリシャ、インド、スペイン、イラン、国際環境法センター、FIAN インターナショナル e.V.、シーク人権グループ、Stichting 世界人権擁護、iuventum e.V.、アムネスティ・インターナショナル

まとめ: Milena Costas Trascasas

人権分野での国連、その代表者及びメカニズムとの協力に関する事務総長報告書に関する意見交換対話

提出文書: 報復に関する国連事務総長報告書(A/HRC/54/61)

報告書のプレゼンテーション: Ilze Brands Kehris 国連人権事務総長補

討論: ルクセンブルグ(諸国グループを代表)、ラトヴィア(諸国グループを代表)、リトアニア(諸国グループを代表)、欧州連合、オーストラリア(諸国グループを代表)、アイルランド(諸国グループを代表)、ロシア連邦(諸国グループを代表)、ルクセンブルグ(諸国グループを代表)、国連開発計画、エクアドル、コスタリカ、エジプト、スイス、ドイツ、フランス、イラク、米国、マレーシア、パレスチナ国、アルメニア、インドネシア、ロシア連邦、南アフリカ、カメルーン、パキスタン、イエーメン、アルジェリア、キューバ、トーゴ、ヴェネズエラ、フィリピン、チェキア、インド、ボツワナ

9月29日(金)午前

人権分野での国連、その代表者、メカニズムとの協力に関する事務総長報告書に関する意見交換対話(継続)

討論(継続): タンザニア、デンマーク、リヒテンシュタイン、ベラルーシ、イラン、英国、バングラデシュ、アンドラ、リビア、アフガニスタン、中国、国内人権機関・国内人権委員会世界同盟(カタール)、人権機関、Al-Haq-人に仕える法律、国際人権サービス、NGO 調査機関、世界高齢化行動、権利生計賞財団、Aula Abierta、東部アフリカ・アフリカの角人権擁護者プロジェクト、人権ハウス財団、カイロ人権学研究所

まとめ: Ilze Brands Kehris

経済社会理事会議長ステートメント

Paula Narvaez Ojeda

人権機関とメカニズムに関する一般討論

パキスタン(イスラム協力機構を代表)、ポルトガル(諸国グループを代表)、スペイン(欧州連合を代表)、オーストラリア(諸国グループを代表)、アゼルバイジャン(非同盟運動を代表)、ラトヴィア(諸国グループを代表)、エジプト(諸国グループを代表)、ウクライナ、米国、マレーシア、ルクセンブルグ、中国、バングラデシュ、キューバ、アルジェリア、ガンビア、インド、ボリヴィア、ドイツ、コスタリカ、パキスタン、ジョージア、イラク、バーレーン、アルメニア、ロシア連邦、チュニジア、ヴェネズエラ、アフガニスタン、ウガンダ、リビア、ガーナ、アゼルバイジャン、イラン、アンゴラ、Conectas Direitos Humanos、NGO 調査機関、Maat 平和・開発・人権協会、中国国連協会、カイロ人権学研究所、北京国際交流 NGO 協会、Elizka 救援財団、国境なき開発のための国際人道協会、Rajasthan Samgrah Klyan Santhsan、希望の母カメルーン共通イニシャティヴ・グルー

プ、自由擁護同盟、米州法律家協会、バーレーンの民主主義と人権のためのアメリカ人 Inc.、アフリカ文化インターナショナル、Comite International pour le Respect et Promotion de la Cooperation Economique Internationale-OCAPROCE Internationale、国際ムスリム女性連合、公正取引と人権を支持する国際会議、慈善活動のための Al Baraem 協会、統合青年エンパワーメント-共通イニシャティヴ・グループ(I.Y.E.-C.I.G.)、国際人権サービス、アムネスティ・インターナショナル、貧困緩和開発団体

9月29日(金)午後

人権機関とメカニズムに関する議事項目5に関する一般討論(継続)

カメルーンの高齢者福祉のための地域センター、人権連合、iuventum e.V.、MIMAN 協会、民族的・宗教的・言語的・その他のマイノリティの権利保護国際連盟、Alsalam 財団、世界ムスリム会議、平和と持続可能な開発国際行動、アフリカ先住民族調整委員会、連合村、Tumuk 開発文化連合、Association pour l'Integration et le Developpement Durable au Burundi、世界バルア団体、イラク開発団体、Commission africaine des promoteurs de la sante et des droits de l'homme

答弁権行使: アルメニア、アゼルバイジャン、中国、キューバ、スーダン

議事項目6: 普遍的定期的レビュー

フランスの普遍的定期的レビューの成果の検討

提出文書: 1. フランスの普遍的定期的レビュー作業部会報告書(A/HRC/54/5)
2. 付録(A/HRC/54/5/Add.1)

プレゼンテーション: フランス、人権国内協議委員会

討論: 中国、ジブティ、ガボン、インド、インドネシア、イラン、カザフスタン、ラオ人民民主主義共和国、リビア、マレーシア、モルディヴ、モロッコ、ネパール、ナイジェリア、ペルー、フィリピン、婦人国際平和自由連盟、世界福音同盟、世界ユダヤ人会議、テロの被害者擁護協会、カリタス・インターナショナル(国際カトリック慈善同盟)、イラン人サラセミア貧血協会、法律司法欧州センター、Centre Europeen pour le droit, les justice, et les droits de l'homme、女性の権利保護機関、Coordination des Associations et des Particuliers pour la Liberte de Conscience、イラン人エリート調査センター、暴力被害者擁護団体

355 の勧告のうち、フランスは 274 を支持し、81 に留意した。

まとめ: フランス

フランスの普遍的定期的レビューの成果を採択。

トンガの普遍的定期的レビューの成果の検討

提出文書: 1. トンガの普遍的定期的レビューの作業部会報告書(A/HRC/54/6)

2. 付録(A/HRC/54/6/Add.1)

プレゼンテーション: トンガ

討論: ニュージーランド、ロシア連邦、サモア、チュニジア、タンザニア、ヴァヌアトゥ、ヴェネズエラ、バハマ、中国、インド、モルディヴ、世界非殺害センター

173 の勧告のうち、トンガは 110 を支持し、63 に留意した。

まとめ: トンガ

トンガの普遍的定期的レビューの成果を採択

ボツワナの普遍的定期的レビューの成果の検討

提出文書: 1. ボツワナの普遍的定期的レビュー作業部会報告書(A/HRC/54/9)

2. 付録(A/HRC/54/9/Add.1)

プレゼンテーション: ボツワナ

討論: アルジェリア、アンゴラ、バハマ、ベルギー、国連人口基金、カメルーン、中国、ジブティ、エジプト、エチオピア、ガボン、インドネシア、ケニア、レソト、マラウイ、モルディヴ、世界非殺害センター、人口開発アクション・カナダ、インターフェイス・インターナショナル、Rencontre Africaine pour la defense des droits de l'homme、Centre du Commerce International pour le Developpement、人権アドヴォケイツ

296 の勧告のうち、ボツワナは 206 を支持し、85 に留意した。5 つの勧告には裁可の明確化が提供された。

まとめ: ボツワナ

ボツワナの普遍的定期的レビューの成果を採択。

10月2日(月)午前

ルーマニアの普遍的定期的レビューの成果の検討

提出文書: 1. ルーマニアの普遍的定期的レビュー作業部会報告書(A/HRC/54/7)

2. 付録(A/HRC/54/7/Add.1)

プレゼンテーション: ルーマニア

討論: インド、インドネシア、モルディヴ、マレーシア、モロッコ、ナミビア、ネバール、オマーン、フィリピン、ロシア連邦、南アフリカ、スリランカ、チュニジア、タンザニア、ヴェネズエラ、アルジェリア、中国、エチオピア、ヒューマニスト・インターナショナル、国際家族計画連盟、平和開発人権のための Maat 協会、人権監視機構

251 の勧告のうち、ルーマニアは 208 を支持し、29 に留意した。14 の勧告にはさらなる明確化が提供された。

まとめ: ルーマニア

ルーマニアの普遍的定期的レビューの成果を採択

マリの普遍的定期的レビューの検討

提出文書: 1. マリの普遍的定期的レビュー作業部会報告書(A/HRC/54/8)

2. 付録(A/HRC/54/8/Add.1)

プレゼンテーション: マリ、マリ国内人権委員会

討論: 国連ウイメン、英国、国連人間居住計画、国連人口基金、タンザニア、ヴェネズエラ、ヴェトナム、アルジェリア、ベルギー、ブルキナファソ、カメルーン、中国、エジプト、エチオピア、チャド、ガボン、ケニア、ラオ人民民主主義共和国、リビア、反奴隷制国際ナショナル、人権アドヴォケイツ、Elizka 救援財団、国連監視機構、インターフェイス・国際ナショナル、Rencontre Africaine pour la defense des droits de l'homme、国際開発貿易センター

275 の勧告のうち、マリは 219 を支持し、52 に留意した。4 つの勧告にはさらなる明確化が提供された。

まとめ: マリ

マリの普遍的定期的レビューの成果を採択

モンテネグロの普遍的定期的レビューの検討

提出文書: 1. モンテネグロの普遍的定期的レビュー作業部会報告書(A/HRC/54/14)

2. 付録(A/HRC/54/14/Add.1)

プレゼンテーション: モンテネグロ

討論: カザフスタン、マレーシア、モロッコ、フィリピン、ロトシア連邦、スリランカ、テュニジア、ウクライナ、ブルキナファソ、アルバニア、ベルギー、カメルーン、中国、クロアチア、ヴェネズエラ、自由擁護同盟、世界ユダヤ人会議、人権アドヴォケイツ

247 の勧告のうち、モンテネグロは 226 を支持し、21 に留意した

まとめ: モンテネグロ

モンテネグロの普遍的定期的レビューの成果を採択

10月2日(月)午後

バハマの普遍的定期的レビューの成果の検討

提出文書: 1. バハマの普遍的定期的レビュー作業部会報告書(A/HRC/54/10)

2. 付録(A/HRC/54/10/Add.1)

プレゼンテーション: バハマ

討論: トリニダード・トバゴ、テュニジア、国連ウイメン、国連人口基金、タンザニア、ヴェネズエラ、バルバドス、ブルネイ・ダルサーラム、チリ、中国、インド、ジャマイカ、

モルディヴ、ネパール、ベルー、ロシア連邦、シエラレオネ、ナイジェリア、世界非殺害センター、国際レズビアン・ゲイ協会、人権アドヴォキッツ、Rencontre Afrocaïne pour la defense des droits de l'homme

233 の勧告のうち、バハマは 162 を支持し、62 に留意した。2 つの勧告にはさらなる明確化が提供された。

まとめ: バハマ

バハマの普遍的定期的レビューの成果を採択

ブルネイの普遍的定期的レビューの成果の検討

提出文書: 1. ブルンディの普遍的定期的レビュー作業部会報告書(A/HRC/54/11)

2. 付録(A/HRC/54/11/Add.1)

プレゼンテーション: ブルンディ、ブルンディ独立国内人権委員会

討論: ロシア連邦、セネガル、シエラレオネ、シンガポール、南アフリカ、チュニジア、国連ウィメン、英国、国連人間居住計画、国連人口基金、タンザニア、ヴェネズエラ、ジンバブエ、アルジェリア、東部アフリカ・アフリカの角人権擁護者プロジェクト、国際人権サーヴィス、ルーテル世界連盟、国連監視機構、CIVICUS-世界市民参画同盟、Federatie van Nederlandse Verenigingen tot Integratie Van Homoseksualiteit-COC オランダ、Centre du Commerce International pour le Developpement

287 の勧告のうちブルンディは 204 を支持し、83 に留意した。

まとめ: ブルンディ

ブルンディの普遍的定期的レビューの成果を採択

ルクセンブルグの普遍的定期的レビューの成果の検討

提出文書: 1. ルクセンブルグの普遍的定期的レビュー作業部会報告書(A/HRC/54/12)

2. 付録(A/HRC/54/12/Add.1)

プレゼンテーション: ルクセンブルグ、ルクセンブルグ人権諮問委員会

討論: セネガル、シエラレオネ、スリランカ、チュニジア、ウクライナ、タンザニア連合共和国、ヴェネズエラ、アルジェリア、アルメニア、アゼルバイジャン、ブルキナファソ、カメルーン、中国、ガボン、インドネシア、カザフスタン、リビア、モルディヴ、自由擁護同盟、国連監視機構

254 の勧告のうち、ルクセンブルグは 232 を支持し、22 に留意した。

まとめ: ルクセンブルグ

ルクセンブルグの普遍的定期的レビューの成果を採択

10月3日(火)午前

バルバドスの普遍的定期的レビューの成果の検討

- 提出文書: 1. バルバドスの普遍的定期的レビュー作業部会報告書(A/HRC/54/13)
2. 付録(A/HRC/54/13/Add.1)

プレゼンテーション: バルバドス

討論: トリニダード・トバゴ、チュニジア、国連ウィメン、国連人口基金、タンザニア、ヴェネズエラ、アルジェリア、バハマ、中国、インド、ジャマイカ、モルディヴ、ナイジェリア、ペルー、ロシア連邦、南アフリカ、ヒューマニスト・インターナショナル、人権アドヴォキッツ、健全なカリブ海連合 Inc.

224 の勧告のうち、バルバドスは 129 を支持し、86 に留意した。9 つの勧告にはさらなる明確化が提供された。

まとめ: バルバドス

バルバドス普遍的定期的レビューの成果を採択

アラブ首長国連邦の普遍的定期的レビューの成果の検討

- 提出文書: 1. アラブ首長国連邦の普遍的定期的レビュー作業部会報告書(A/HRC/54/15)
2. 付録(A/HRC/54/15/Add.1)

プレゼンテーション: アラブ首長国連邦

討論: ネパール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、フィリピン、カタール、ロシア連邦、サウディアラビア、セネガル、シエラレオネ、シンガポール、スリランカ、シリア、チュニジア、国連ウィメン、英国、タンザニア、人権連合、湾岸人権センターLtd.、英国ヒューマニスト協会、人権アドヴォキッツ、国際人権サービス、アムネスティ・インターナショナル、人権監視機構、CIVICUS-世界市民参画同盟、連合村、Citoyens an action pour la democratie et le Developpement

323 の勧告のうちアラブ首長国連邦は 198 を支持し、125 に留意した。

まとめ: アラブ首長国連邦

アラブ首長国連邦の普遍的定期的レビューの成果を採択

イスラエルの普遍的定期的レビューの検討

- 提出文書: 1. イスラエルの普遍的定期的レビュー作業部会報告書(A/HRC/54/16)
2. 付録(A/HRC/54/16/Add.1)

プレゼンテーション: イスラエル

討論: タンザニア、ヴェネズエラ、ヴェトナム、アゼルバイジャン、ベルギー、ブルキナファソ、カメルーン、チャド、中国、コートイヴォワール、チェキア、朝鮮民主人民共和国、ジョージア、ハンガリー、イラン、カザフスタン、ケニア、カーボヴェルデ、NGO 調査機関、Al-Haq 人に仕える法、国際司法監視協会、良心と平和税インターナショナル、

世界ユダヤ人会議、子ども擁護インターナショナル、パレスチナ人居住難民権 BADIL リソース・センター、カイロ人権学研究所、人権監視機構、テロ被害者擁護協会

320 の勧告のうち、イスラエルは 156 を支持し、154 に留意した。10 の勧告にはさらなる明確化が提供された。

まとめ: イスラエル

イスラエルの普遍的定期的レビューの成果を採択

10月3日(火)午後

リヒテンシュタインの普遍的定期的レビューの成果の検討

提出文書: 1. リヒテンシュタインの普遍的定期的レビュー作業部会報告書(A/HRC/54/17)

2. 付録(A/HRC/54/17/Add.1)

プレゼンテーション: リヒテンシュタイン

討論: ネパール、ペルー、ロシア連邦、セネガル、チュニジア、シエラレオネ、ウクライナ、タンザニア、ヴェネズエラ、ブルキナファソ、中国、朝鮮民主人民共和国、インドネシア、リビア、モルディヴ、平和・開発・人権 Maat 協会

184 の勧告のうち、リヒテンシュタインは 182 を支持し、52 に留意した。

まとめ: リヒテンシュタイン

リヒテンシュタインの普遍的定期的レビューの成果を採択

セルビアの普遍的定期的レビューの成果の検討

提出文書: 1. セルビアの普遍的定期的レビュー作業部会報告書(A/HRC/54/18)

2. 付録(A/HRC/54/18/Add.1)

プレゼンテーション: セルビア

討論: ロシア連邦、スリランカ、チュニジア、国連人口基金、タンザニア、ヴェネズエラ、ヴェトナム、ジンバブエ、アルバニア、アルジェリア、アンゴラ、ブルネイ・ダルサーラム、ブルキナファソ、中国、クロアチア、ハンガリー、カザフスタン、国際レズビアン・ゲイ協会、人権ハウス財団、FIAN インターナショナル e.V.、人権と入国 Ma'onah 協会、MeeZaan 人権センター、国際人種差別撤廃団体

256 の勧告のうちセルビアは 229 を支持し、20 に留意した。7 つの勧告にはさらなる明確化が提供された。

まとめ: セルビア

セルビアの普遍的定期的レビューの成果を採択

普遍的定期的レビューに関する議事項目 6 に関する一般討論

コーティヴォワール(アフリカ諸国を代表)、パキスタン(イスラム協力機構を代表)、バングラデシュ(諸国グループを代表)、インド(諸国グループを代表)、スペイン(欧州連合を代表)、アゼルバイジャン(非同盟運動を代表)、マレーシア(諸国グループを代表)、マラウイ、マレーシア、中国、ジョージア、バングラデシュ、キューバ、アルジェリア、セネガル、ガンビア、ボリヴィア、米国、モルディヴ、イラク、バーレーン、リビア、エジプト、ブルキナファソ、チュニジア、ヴェネズエラ、フィリピン、イラン、ウガンダ、UPR 情報、人権連合、世界非殺害センター、平和開発人権 Maat 協会、Institut International pour les Droits et le Developpement、コロンビア法律家委員会、連合村、Citens en action pour la democratie et le Developpement、国際人権支援、キューバ国連協 Comite International pour le Respect et l'Application de la Charte Africaine des Droits de l'Homme et des Peuples、アフリカ文化インターナショナル、公正な裁判と人権を支持する国際会議、Alsalam 財団、南北協力連合都市機関、ASSOCIATION CULTURELLE DES TAMOULS EN FRANCE、アクション・スリランカ、Association caritative etudiante pour la jeunesse

10月4日(水)午前

議事項目 7: パレスチナとその他のアラブ被占領地での人権状況

一般討論

ヴェネズエラ(諸国グループを代表)、パキスタン(諸国グループを代表)、アゼルバイジャン(非同盟運動を代表)、オマーン(湾岸協力会議を代表)、リビア(アラブ諸国を代表)、ルクセンブルグ、カタール、アラブ首長国連邦、チリ、マレーシア、南アフリカ、バングラデシュ、モルディヴ、パキスタン、モロッコ、キューバ、アルジェリア、セネガル、ボリヴィア、スーダン、中国、ブルネイ・ダルサーラム、マルタ騎士団、イラク、バーレーン、リビア、ヨルダン、クウェート、トルコ、エジプト、ロシア連邦、ジンバブエ、スリランカ、ナミビア、ウディアラビア、チュニジア、イエーメン、ジブティ、ナイジェリア、ヴェネズエラ、朝鮮民主人民共和国、オマーン、モーリタニア、アイルランド、レバノン、イラン、アラブ諸国連盟、コロンビア、パレスチナ国独立人権委員会、子ども擁護インターナショナル、エルサレム司法機関、Ashoora 国際上人財団、世界ユダヤ人会議、Jameh Ehyagaran Teb Sonnatu Va Saramat Iranian、Al-Haq 人に仕える法、世界的対話と民主主義の推進のためのパレスチナ・イニシャティヴ、パレスチナ人帰還センター Ltd.、暴力被害者擁護団体、アラブ法律家連合、パレスチナ人権センター、国際人種差別撤廃団体、Stichting 世界人権擁護、ユダヤ人団体調整理事会、人権と民主的参画センター”SHAMS”、法的援助のカウンセリングのための女性センター、パレスチナ人居住難民権

BADIL リソース・センター、国際弁護士団体、NGO 調査機関、Servas インターナショナル、国連監視機構、国際ユダヤ人弁護士法律家協会、欧州法律司法センター、Centre Europeen pour le droit, le justice et de droits de l'homme、SDG のための青年議会、人権入国 Ma'onah 協会

10月4日(水)午後

議事項目 8: ウィーン宣言と行動計画

一般討論

パキスタン(イスラム協力機構を代表)、米国(諸国グループを代表)、ウクライナ(諸国グループを代表)、モロッコ(諸国グループを代表)、リトアニア(諸国グループを代表)、中国(諸国グループを代表)、スペイン(欧州連合を代表)、ヴェネズエラ(諸国グループを代表)、アゼルバイジャン(非同盟運動を代表)、リビア(アラブ諸国を代表)、ウルグァイ(諸国グループを代表)、フィンランド(諸国グループを代表)、南アフリカ(諸国グループを代表)、カナダ(諸国グループを代表)、キューバ(諸国グループを代表)、カタール、マラウイ、米国、リトアニア、ジョージア、ルクセンブルグ、中国、バングラデシュ、モルディブ、パキスタン、キューバ、アルジェリア、ガンビア、インド、ボリヴィア、スーダン、ドイツ、ウクライナ、イラク、国際開発法機関、バーレーン、イスラエル、アルメニア、オーストリア、コロンビア、エジプト、ロシア連邦、インドネシア、ジンバブエ、ブルキナファソ、チュニジア、ヴェネズエラ、アフガニスタン

10月5日(木)午前

ウィーン宣言と行動計画に関する一般討論(継続)

イラン、スウェーデン、アゼルバイジャン、レバノン、人口開発アクション・カナダ、Chunhul 子ども財団、人権民主的参画センター"SHAMS"、拷問被害者 Khiam 更生センター、世界ユダヤ人会議、Institut International pour le Droits et le Developpement、NGO 調査機関、人間は権利、北京子ども法的援助調査センター、SDG 青年議会、希望の母カメーン共通イニシャティヴ・グループ、南北協力連合都市機関、HazteOir 団体協会、中国インターネット協会連盟、ヒューマニスト・インターナショナル、国際レズビアン・ゲイ協会、自由擁護同盟、人権連合、連合村、Cityens en action pour la democratie et le developpement、青年統合ヴォランティア・プラットフォーム、国際人権支援、シーク人権グループ、英国世界スリランカ・フォーラム、統合青年エンパワーメント-共通イニシャティヴ・グループ、人権平和アドヴォカシー・センター、中国人権開発財団、国際ムスリム女性連合、世界ムスリム会議、Comite international pour le Respect et l'Application de la Charte Africaine des Droits de l'Homme et desPeuples、Servas インターナショナル、

iuventum e.V.、協議のための友好世界委員会、世界バルア団体、MIMAN 協会、世界水環境保健機関、国際仏教徒救援団体、ブルンディ統合持続可能な開発協会、アフリカ先住民調整委員会、イラク開発団体、Association Bharathi Centre Culturel Franco-Tamoul

議事項目 9: 人種主義・人種差別・排外主義・関連する不寛容: ダーバン宣言と行動計画のフォローアップと実施

差別と敵意または暴力の唆しとなる宗教的憎悪の様々な牽引力、根本原因、人権インパクトに関する高等弁務官の口頭による最新情報に関する意見交換対話

プレゼンテーション: Volker Turk 国連人権高等弁務官

討論: 欧州連合、パキスタン(イスラム協力機構を代表)、オマーン(湾岸協力会議を代表)、リビア(アラブ諸国を代表)、ブルネイ・ダルサーラム、スイス、マルタ騎士団、リビア、カタール、ホーリーシー、ヨルダン、クウェート、イスラエル、ルクセンブルグ、サウディアラビア、ポーランド、イラク、マラウイ、マレーシア、中国、インドネシア、ロシア連邦、パキスタン、英国、チュニジア、モロッコ、アルジェリア、キューバ、トーゴ、ヴェネズエラ、モーリタニア、トルコ、ガンビア、インド、ウガンダ、オマーン、スーダン、シリア、エジプト、アラブ諸国連合、イラン、スリランカ、バングラデシュ

差別と敵意または暴力の唆しとなる宗教的憎悪の様々な牽引力、根本原因、人権インパクトに関する高等弁務官の口頭による最新情報に関する意見交換対話(継続)

討論(継続): 国連平和、アゼルバイジャン、モルディヴ、米国、フィンランド(北欧・バルチック諸国を代表)、ヴェネズエラ、世界ユダヤ人会議、世界福音同盟、法的分析調査公共連合、公共団体「公共アドヴォカシー」、Institut International pour les Droits et le Developpement、NGO 調査機関、カイロ人権学研究所、Stichting 世界人権擁護、人権情報訓練センター、開発人権対話フォーラム

まとめ: Volker Turk

答弁権行使: 中国、ウクライナ、チュニジア

法律執行担当官による過度の武力の使用及びその他の人権侵害に反対するアフリカ人とアフリカ系の人々の人権と基本的自由の推進と保護に関する法の施行における人種的正義と平等を推進するための高等弁務官と国際独立専門家メカニズムの報告書に関する意見交換対話

提出文書: 1. 高等弁務官の法律執行担当官による過度の武力の使用及びその他の人権侵害に反対するアフリカ人とアフリカ系の人々の人権と基本的自由の推進と保護に関する報告書(A/HRC/54/66)

2. 法律施行における人種的正義と平等を推進するための国際独立専門家メカニズムの報告書(A/HRC/54/69)

プレゼンテーション: Nada Al-Nashif 国連人権副高等弁務官、Tracie Keecee 法律施行の状況での人種的正義と平等を推進するための国際独立専門家メカニズム委員、Dayana Blanco Acendra ILEX-Accion Juridica 社長、Marcia Rigg INQUEST 理事

当該国ステートメント: 米国

討論: フィンランド(諸国グループを代表)、欧州連合、コーティヴォワール(アフリカ諸国を代表)、コスタリカ、パラグアイ、ブラジル、エジプト、イラク、マラウイ、パレスチナ国、中国、インドネシア、ロシア連邦、南アフリカ、英国、チュニジア、アルジェリア、キューバ、ヴェネズエラ、トルコ、ボツワナ、ホンデュラス、ベラルーシ、イラン、コロンビア、人権アドヴォケイツ、国際人権インターナシッパ・プログラム、Justica Global、国際人権サービス、マイノリティ権利グループ、Conectas Direitos Humanos Geledes-Instituto da Mulher Negra、シーク人権グループ、Eedfu 財団 Inc.、Association “Paix” pour la lutte contre la Contrainte et l’injustice

まとめ: Marcia Rigg, Dayana Blanco Acendra, Tracie Keese. Nada Al-Nashief

アフリカ系の人々に関する専門家作業部会との意見交換対話

提出文書: 1. アフリカ系の人々の経済的エンパワーメントに関するアフリカ系の人々に関する専門家作業部会報告(A/HRC/54/67)

2. 言葉から現実への旅の促進に関する報告書(A/HRC/54/71)

3. 英国への最近の訪問(A/HRC/54/67/Add.1)

4. オーストラリアへの最近の訪問(A/HRC/54/67/Add/2)

報告書のプレゼンテーション: Barbara G. Reynolds アフリカ系の人々に関する専門家作業部会議長

10月6日(金)午前

アフリカ系の人々に関する専門家作業部会との意見交換対話(継続)

討論: 欧州連合、南アフリカ(諸国グループを代表)、ブラジル、エジプト、国連子ども基金、中国、ジンバブエ、ロシア連邦、アンゴラ、ペルー、パナマ、キューバ、トーゴ、南アフリカ、ヴェネズエラ、セネガル、シェラレオネ、モザンビーク、レソト、スペイン、イスラム協力機構、ホンデュラス、スリランカ、米国、エクアドル、国際国連青年学生運動、民族・宗教・言語・その他のマイノリティの権利保護のための国際連盟、高齢化世界行動、国際人権サービス、Institut International pour les Droits et le Developpement、人権監視機構、Edfu 財団 Inc.

まとめ: Barbara G. Reynolds

アフリカ系の人々に関する永久フォーラムとの意見交換対話

提出文書: アフリカ系の人々に関する永久フォーラム第一回・二回会期報告書(A/HRC/54/68)

プレゼンテーション: Epsy Campbell Barr アフリカ系の人々に関する永久フォーラム議長
討論: 欧州連合、バルバドス(諸国グループを代表)、ポルトガル、コスタリカ、イスラ
「アフリカ、ペルー、パナマ、キューバ、ヴェネズエラ、ジャマイカ、ウガンダ、ボリ
ヴィア、トリニダード・トバゴ、ホンデュラス、国際国連青年学生運動、国際サーヴィス、
Servas インターナショナル、アラブ法律家連合、Elizka 救援財団、Promotion du
Developpement Economique et Social、Edfu 財団 Inc.

まとめ: Epsy Campbell Barr

「人種差別撤廃国際条約」に対する「補足的基準」の作成に関する特別委員会によるプレ ゼンテーション

提出文書: 「人種差別撤廃告訴条約」の「補足的基準」の作成に関する特別委員会第 13
回会期報告書(A/HRC/54/65)

プレゼンテーション: Kadra Ahmed Hassan ジュネーヴ国連事務所ジブティ代表部大使・
「人種差別撤廃国際条約」の「補足的基準」作成特別委員会議長

人種主義・人種差別・排外主義・関連する不寛容、「ダーバン宣言と行動計画」のフォロ ーアップと実施に関する議事項目 9 に関する一般討論

チェキア(諸国グループを代表)、パキスタン(イスラム協力機構を代表)、パキスタン(諸
国グループを代表)、スペイン(欧州連合を代表)、ヴェネズエラ(諸国グループを代表)、ア
ゼルバイジャン(非同盟運動を代表)、リビア(アラブ諸国を代表)、オランダ(諸国グループ
を代表)、ウクライナ

10月6日(金)午後

人種主義・人種差別・排外主義・関連する不寛容、「ダーバン宣言と行動計画」のフェロ ーアップと実施に関する議事項目 9 に関する一般討論(継続)

マラウィ、マレーシア、ドイツ、中国、南アフリカ、バングラデシュ、モロッコ、キュ
ーパ、アルジェリア、米国、ボリヴィア、スーダン、ホンデュラス、フランス、ルクセン
ブルグ、インド、パキスタン、ガンビア、コート・ド・ワール、ポルトガル(ポルトガル語
共同体を代表)、イラク、バーレーン、イスラエル、アルメニア、トルコ、コロンビア、ア
イルランド、パレスチナ国、ロシア連邦、インドネシア、ジンバブエ、ペルー、ナミビ
ア、オーストラリア、チュニジア、ジブティ、ナイジェリア、ヴェネズエラ、アフガニス
タン、朝鮮民主主義人民共和国、ウガンダ、国連教育科学文化機関、アゼルバイジャン、マダ
ガスカル、ブラジル、イラン、欧州連合(諸国グループを代表)、証人 Ashoora 国際財団、

NGO 調査機関、Elizka 救援財団、世界ユダヤ人会議、法的分析調査公共連合、Institut International pour le Droits et le Developpement、人に仕える Al-Haq 法、拷問被害者 Khiam リハビリ・センター、水環境保健世界機関、Coordination des Associations et des Particuliers pour la Liberte de Conscience、国際国連青年学生運動、人権と民主的参画センター”SHAMS”、Conectas Diretos Humanos、Association pour la defense des droits et l’homme et des revendications democratiques/culturelles du peuple Azelbaidjanais-Iran-“ARC”、法的援助とカウンセリングのための女性センター、SDG のための青年議会、HazteOir 団体協会、パレスチナ人居住難民権 BADIL リソース・センター、イラン人短身成人協会、ヒューマニスト・インターナショナル、北西人権団体連合、対話と人権アラブ欧州フォーラム、南北協力連合都市機関、シーク人権グループ、Le conseil universel des droits de l’homme、青年統合ヴォランティア・プラットフォーム、国際人権サーヴィス、中国人権開発財団、統合青年エンパワーメント-共通イニシャティヴ・グループ、キューパ国連協会、アムネスティ・インターナショナル、カメルーン高齢者福祉地域センター、人権入国 Ma’onah 協会、Servas インターナショナル、プルンディ統合持続可能な開発協会、国際ユダヤ人弁護士法律家協会、アフリカ先住民族調整委員会、国際弁護士団体

答弁権行使: イスラエル、アゼルバイジャン、アルメニア

10月9日(月)午前

黙祷1

ハマスの攻撃の死者に対して

黙祷2

アフガニスタンの自然災害の死者に対して

人種主義・人種差別・排外主義・関連する不寛容、「ダーバン宣言と行動計画」のフォローアップと実施に関する議事項目9の下での一般討論(継続)

Tumuku 開発文化連合、開発人権対話フォーラム、人権情報訓練センター、Rawsam 人間開発センター、Al Tawasul Wa Al Ekah 人間団体、Prahar、インターフェイス・インターナショナル、地域社会人権アドヴォカシー・センター、Centre du Commerce International pour le Developpement、版アフリカ協会

ウクライナの人権状況に関する人権高等弁務官事務所の報告書の結果に関する高等弁務官の口頭による最新情報に関する意見交換対話

プレゼンテーション: Nada Al-Nashif 国連人権副高等弁務官

当該国ステートメント: ウクライナ

討論: 欧州連合、スウェーデン(諸国グループを代表)、リヒテンシュタイン、マルタ騎士団、チェキア、ポルトガル、**日本**、ジョージア、オーストリア、オランダ、トルコ、マルタ、米国、ルクセンブルグ、ポーランド、フランス、ブルガリア、キプロス、ベルギー、中国、ルーマニア、アイルランド、オーストラリア、英国、北マケドニア、ヴェネズエラ、朝鮮民主人民共和国、スロヴァキア、アルバニア、ベラルーシ、モンテネグロ、シリア、モルドヴァ共和国、スペイン、ニカラグア、ロシア連邦、ドイツ、スイス、ウクライナ議会人権委員会、人権機関、良心と平和税インターナショナル(CPTI)、世界非殺害センター、人権ハウス財団、国連監視機構、報道者の自由と安全機関、国際弁護士協会、Iuentum e.V.、「公共アドヴォカシー」公共団体、Vsj “Zmogaus teisiu apsauga”

まとめ: Nada Al-Nashif

コンゴ民主共和国の人権状況に関する高等弁務官と国際専門家チームの報告書に関する意見交換対話

- 提出文書: 1. コンゴ民主共和国に関する国際専門家チームの報告書(A/HRC/54/76)
2. コンゴ民主共和国の人権状況に関する国連人権高等弁務官の報告書(A/HRC/54/73)

プレゼンテーション: Nada Al-Nashif 国連人権副高等弁務官、Albert Fabrice Puela コンゴ民主共和国人権大臣、Bintou Keita コンゴ民主共和国の事務総長特別代表、Bessole Rene Bagoro コンゴ民主共和国に関する小佐井専門家チーム委員、Fifi Baka Mule ジェンダーと女性の権利ネットワーク事務局長

討論: 欧州連合、スウェーデン(諸国グループを代表)、ホーリシー、エジプト、米国、スイス、ルクセンブルグ

10月9日(月)午後

黙祷

アフガニスタン地震の死者に対して

コンゴ民主共和国の人権状況に関する高等弁務官と国際専門家チームの報告書に関する意見交換対話(継続)

討論(継続): 国連子ども基金、フランス、マラウイ、ベルギー、中国、ロシア連邦、美馬三アフリカ、アンゴラ、英国、ヴェネズエラ、セネガル、モーリタニア、スーダン、ボツワナ、マルタ騎士団、エリトリア、ルワンダ、Collectif des Associations Contre l'impunité au Togo、国際カトリック教会連合、フランシスカン・インターナショナル、インターフェイス・インターナショナル、人権サーヴィス、CIVICUS-世界市民参画同盟、Rencontre Africaine pour la defense des droits de l'homme 次世代財団、Centre du Commerce International pour le Developpement、Elika 救援財団

まとめ: Fifi Baka Mule, Bessole Rene Bagoro, Bintou Keita, Albert Fabrice Puela, Nada Al-Nashif

南スーダンのための技術援助と能力開発に関する人権高等弁務官事務所 の口頭による最新情報に関する意見交換対話

プレゼンテーション: Christian Salazar Volkmann 人権高等弁務官事務所現地活動技術協力部部長

当該国ステートメント: 南スーダン

討論: 欧州連合、コスタリカ、エジプト、米国、ルクセンブルグ、国連子ども基金、オランダ、フランス、中国、ロシア連邦、オーストラリア、英国、ヴェネズエラ、セネガル、朝鮮民主主義人民共和国、シエラレオネ、スーダン、ボツワナ、ブルンディ、ケニア、エリトリア、人権平和アドヴォカシー・センター、東部アフリカ・アフリカの角人権擁護者プロジェクト、インターフェイス・インターナショナル、Elizka 救援財団、Rencontre Africaine pour la defense des droits de l'homme

まとめ: Christian Salazar Volkmann

カンボディアの人権状況に関する特別報告者との意見交換対話

提出文書: カンボディアの人権状況に関する特別報告者報告書(A/HRC/54/75)

当該国ステートメント: カンボディア

討論: ラオ人民民主主義共和国(東南アジア諸国連合を代表)、欧州連合、国連子ども基金、エジプト、スイス、ルクセンブルグ、フランス、米国、ベルギー、タイ、中国、ロシア連邦

10月10日(火)午前

カンボディアの人権状況に関する特別報告者との意見交換対話(継続)

ソマリアに関する国際専門家との意見交換対話

中央アフリカ共和国に関する国際専門家との意見交換対話

10月10日(火)午後

ハイティの人権状況に関する高等弁務官の中間報告書に関する意見交換対話

提出文書: ハイティの人権に対する高等弁務官の中間報告書(A/HRC/54/79)

プレゼンテーション: Nadal Al-Nashif 国連人権副高等弁務官

当該国ステートメント: ハイティ

討論: ノルウェー(諸国グループを代表)、欧州連合、バハマ(諸国グループを代表)、エクアドル、コスタリカ、マルタ、コロンビア、スイス、米国、チリ、フランス、カナダ、ベ

ルギー、中国、ロシア連邦、アルゼンチン、ペルー、英国、ヴェネズエラ、スペイン、ケニア、ジャマイカ、トリニダード・トバゴ、キューバ、ルクセンブルグ、ドミニカ共和国、メキシコ、ニュージーランド、ブラジル、市民保護事務所、全世界すべての死傷者、国際人権インターンシップ・プログラム、Rencontre Africaine pour la defense des droits de l'homme、人権監視機構

まとめ: Nada Al-Nashif、William O'Neill ハイティの人権に関する指定専門家

議事項目 10: 技術援助と能力開発

ジョージア、カンボディア、イエーメンに関する事務総長と人権高等弁務官の報告書のプレゼンテーション

提出文書: 1. カンボディアに関する事務総長の国別報告書(A/HRC/54/72)

2. ジョージアの人権に関する人権高等弁務官の国別報告書(A/HRC/54/80)

3. イエーメンに関する人権高等 弁務官の国別報告書(A/HRC/54/84)

プレゼンテーション: Christian Salazar Volkmann 人権高等弁務官事務所現地活動技術協力部部長

当該国ステートメント: カンボディア、ジョージア、イエーメン

一般討論

コートイヴォワール(アフリカ諸国を代表)、パキスタン(イスラム協力機構を代表)、スペイン(欧州連合を代表)、東ティモール(諸国グループを代表)、ヴェネズエラ(諸国グループを代表)、オマーン(諸国グループを代表)、アゼルバイジャン(非同盟運動を代表)、リビア(アラブ諸国を代表)、ブルキナファソ(諸国グループを代表)、タイ(諸国グループを代表)、ベラルーシ(諸国グループを代表)、フィンランド、ウクライナ、フランス、米国、ジョージア、コスタリカ、アラブ首長国連邦、マレーシア、ルクセンブルグ、中国、リトアニア

10月11日(水)午前

一般討論(継続)

モルディヴ、英国、モロッコ、キューバ、アルジェリア、ガンビア、インド、ベナン、欧州連合(諸国グループを代表)、スーダン、パキスタン、フランス(諸国グループを代表)、モザンビーク(諸国グループを代表)、イラク、バーレーン、オランダ、リビア、ヨルダン、クウェート、コロンビア、エジプト、ラトヴィア、タイ、ロシア連邦、ブルキナファソ、サウディアラビア、タンザニア、チュニジア、エストニア、ヴェネズエラ、フィリピン、モーリシャス、イラン、ブルガリア、スウェーデン、ヴァヌアトゥ、アゼルバイジャン、アルメニア、アンゴラ、エチオピア、ジョージア公共擁護者事務所、バハイ際共同体、カイロ人権学研究所、フランシスカン・インターナショナル、アジア人権開発フォー

ラム、平和開発人権 Maat 協会、人権情報訓練センター、CIVICUS-世界市民参画同盟、弁護士
の権利監視機構カナダ、南北協力連合都市機関、人権調査連盟、Maloca インターナシ
ョナル、北西人権団体連合、国際人権支援、人権ハウス財団、HazteOil 団体協会、開発と
人権対話フォーラム、Rajasthan Samgrah Kalyan Santhsan、国際キャリア支援協会、水環
境保健世界機関、統合青年エンパワーメント-共通イニシャティヴ・グループ、Prahar、
Miman 協会、インターフェイス・インターナショナル、世界バルア団体、人権機関、
Elizka 救援財団、報道者の自由と安全機関、Tripla Difesa Onlus Guardie-Sicurezza Sociale
e Ecozoofila

答弁権行使: ロシア連邦、イスラエル、アゼルバイジャン、パレスチナ国、アルメニア

10月11日(水)午後

議事項目 1: 組織と手続き上の問題

議長声明の採択

諮問委員会報告書に関する議長声明(A/HRC/54/L.5)
コンセンサスで議長声明を採択

決議の採択

1. アフガニスタンの人権状況(A/HRC/54/L.16)

共同提案国: アルバニア、アンドラ、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブ
ルガリア、カナダ、チリ、コスタリカ、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、
エクアドル、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、ア
イスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、
リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、モナコ、モンテネグロ、オランダ王国、ニュージ
ーランド、北マケドニア、ノルウェー、ポーランド、ベルトガル、ルーマニア、スロヴァ
キア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、ウクライナ、英国、米国
コンセンサスで決議を採択

2. スーダンの継続中の武力紛争によって引き起こされた人権危機と人道危機へ の対応(A/HRC/54/L.18)

共同提案国: アルバニア、アンドラ、ベルギー、チェキア、デンマーク、エストニア、フ
ィンランド、ドイツ、アイスランド、アイルランド、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、
リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、モナコ、オランダ王国、ニュージーランド、北マ
ケドニア、ノルウェー、ポーランド、ルーマニア、スロヴァキア、スロヴェニア、スウェ
ーデン、ウクライナ、英国、米国

賛成 19 票、反対 16 票、棄権 12 票で決議を採択

票決結果: 賛成 19 票: アルゼンチン、ベルギー、チリ、コスタリカ、チェキア、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ホンデュラス、リトアニア、ルクセンブルグ、メキシコ、モンテネグロ、パラグアイ、ルーマニア、ウクライナ、英国、米国

反対 16 票: アルジェリア、ボリヴィア、中国、コートイヴォワール、キューバ、エリトリア、マレーシア、モルディヴ、モロッコ、パキスタン、カタール、セネガル、ソマリア、スーダン、アラブ首長国連邦、ヴェトナム

棄権 12: バングラデシュ、ベナン、カメルーン、ガボン、ガンビア、インド、カザフスタン、キルギスタン、マラウイ、ネパール、南アフリカ、ウズベキスタン

3. 人権を侵害し、民族自決権の行使を妨げる手段としての傭兵の使用(A/HRC/54/L.2)

共同提案アルメニア、ボリヴィア多民族国家、朝鮮民主人民共和国、エジプト、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

賛成 32 票、反対 13 票、棄権 2 票で決議を採択

票決結果: 賛成 32 票: アルジェリア、アルゼンチン、バングラデシュ、ベナン、カメルーン、チリ、中国、コスタリカ、コートイヴォワール、キューバ、エリトリア、ガボン、ガンビア、ホンデュラス、インド、カザフスタン、キルギスタン、マラウイ、マレーシア、モルディヴ、ネパール、パキスタン、パラグアイ、カタール、セネガル、ソマリア、南アフリカ、スーダン、アラブ首長国連邦、ウズベクステン、ヴェトナム

反対 13 票: ベルギー、チェキア、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、リトアニア、ルクセンブルグ、モンテネグロ、ルーマニア、ウクライナ、英国、米国

棄権 2 票: メキシコ、モロッコ

4. 民主的で公正な国際秩序の推進に関する独立専門家のマンデート(A/HRC/54/L.3)

賛成 31 票、反対 13 票、棄権 3 票で決議を採択

票決結果: 賛成 31 票: アルジェリア、アルゼンチン、バングラデシュ、ベナン、ボリヴィア、カメルーン、中国、コートイヴォワール、キューバ、エリトリア、ガボン、ガンビア、ホンデュラス、インド、カザフスタン、キルギスタン、マラウイ、マレーシア、モルディヴ、モロッコ、ネパール、パキスタン、パラグアイ、カタール、セネガル、ソマリア、南アフリカ、スーダン、アラブ首長国連邦、ウズベキスタン、ヴェトナム

反対 13 票: ベルギー、チェキア、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、リトアニア、ルクセンブルグ、モンテネグロ、ルーマニア、ウクライナ、英国、米国

棄権 3 票: チリ、コスタリカ、メキシコ

5. 全ての子どものために平和と寛容のための質の高い教育の保障

(A/HRC/54/L.4/Rev.1)

共同提案国: アフガニスタン、アルバニア、アルジェリア、アルメニア、オースト

リア、アゼルバイジャン、ベルギー、ベナン、ブルガリア、チリ、コスタリカ、キプロス、チェキア、デンマーク、エクアドル、エジプト、エストニア、フィンランド、ドイツ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、カザフスタン、キルギスタン、リビア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、モンテネグロ、オランダ王国、北マケドニア、バラグアイ、ポルトガル、ルーマニア、シンガポール、スロヴェニア、スペイン、タジキスタン、トルクメニスタン、英国、ウズベキスタン、イエーメン

コンセンサスで決議を採択

6. 人権の視点からのケアと支援の中心性(A/HRC/54/L.6/Rev.1)

共同提案国: アルバニア、アルゼンチン、オーストラリア、ベルギー、カナダ、チリ、コロンビア、コスタリカ、キプロス、デンマーク、エクアドル、エストニア、フィンランド、ドイツ、ギリシャ、アイスランド、アイルランド、イタリア、ルクセンブルグ、マルタ、メキシコ、モンテネグロ、オランダ王国、ニュージーランド、北マケドニア、バラグアイ、ペルー、ポルトガル、サンマリノ、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、英国、ウルグアイ

コンセンサスで決議を採択

7. 人権教育世界プログラム(A/HRC/54/L.7)

共同提案国: アルバニア、アンドラ、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、ブルガリア、カナダ、チリ、コロンビア、コスタリカ、クロアチア、チェキア、デンマーク、エクアドル、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、グアテマラ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、ラトヴィア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、メキシコ、モナコ、モンテネグロ、モロッコ、北マケドニア、ノルウェー、バラグアイ、ペルー、フィリピン、ポルトガル、ルーマニア、セネガル、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、タイ、ウクライナ、ウルグアイ

コンセンサスで決議を採択

8. 真実・正義・補償・再発防止の保証の推進に関する特別報告者(A/HRC/54/L.10)

共同提案国: アルバニア、アンドラ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、ブルガリア、カナダ、チリ、コロンビア、コスタリカ、クロアチア、デンマーク、エクアドル、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、メキシコ、モンテネグロ、モロッコ、オセンダ王国、北マケドニア、ノルウェー、バラグアイ、ペルー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロヴァキア、スペイン、スウェーデン、スイス、ウクライナ、英国、ウルグアイ

コンセンサスで決議を採択

9. 農夫(婦)及び農山地域で働く人々の権利に関する作業部会(A/HRC/54/L.11)

共同提案国: ボリヴィア多民族国家、コロンビア、コスタリカ、キューバ、エクアドル、ガンビア、ドイツ、キルギスタン、ルクセンブルグ、パラグアイ、ポルトガル、南アフリカ、ウルグアイ

賛成 38 票、反対 2 票、棄権 7 票で決議を採択

票決結果: 賛成 38 票: アルジェリア、アルゼンチン、バングラデシュ、ベルギー、ボリヴィア、カメルーン、チリ、中国、コスタリカ、コーティヴォワール、キューバ、エリトリア、ガボン、ガンビア、ドイツ、ホンデュラス、インド、カザフスタン、キルギスタン、ルクセンブルグ、マラウイ、マレーシア、モルディヴ、メキシコ、モロッコ、ネパール、パキスタン、パラグアイ、カタール、セネガル、ソマリア、南アフリカ、スーダン、ウクライナ、アラブ首長国連邦、ウズベキスタン、ヴェトナム

反対 2 票: 英国、米国

棄権 7 票: チェキア、フィンランド、フランス、ジョージア、リトアニア、モンテネグロ、ルーマニア

10. 危険物質と廃棄物の人権に対する意味合いに関する特別報告者のマンデート(A/HRC/54/L.13)

共同提案国: チリ、コロンビア、コスタリカ、コーティヴォワール、エクアドル、ペルー、スイス

コンセンサスで決議を採択

11. 民間軍事安全保障会社の活動の規制・監視・監督に関する国際規制枠組みの内容を作成する無期限の政府間作業部会のマンデート(A/HRC/54/L.15)

提案国: コーティヴォワール(アフリカ諸国を代表)

コンセンサスで決議を採択

12. 人権と先住民族(A/HRC/54/L.19)

共同提案国: オーストラリア、ボリヴィア多民族国家、ブラジル、カナダ、コロンビア、コスタリカ、デンマーク、エクアドル、フィンランド、グアテマラ、アイスランド、リトアニア、ルクセンブルグ、メキシコ、ニュージーランド、ノルウェー、パラグアイ、ペルー、スペイン、スウェーデン、ウクライナ

コンセンサスで決議を採択

13. 高齢者の人権(A/HRC/54/L.20)

共同提案国: アルバニア、アンドラ、アルゼンチン、オーストリア、ブラジル、チリ、

コロンビア、コスタリカ、クロアチア、ドミニカ共和国、エクアドル、ガンビア、ジョージア、ギリシャ、アイルランド、イスラエル、イタリア、ルクセンブルグ、マルタ、メキシコ、モンテネグロ、北マケドニア、バラグアイ、ペルー、フィリピン、ポルトガル、サンマリノ、スロヴェニア、スペイン、ウクライナ、ウルグアイ

コンセンサスで決議を採択

決議内容

人権理事会は、

全ての人権と基本的自由を尊重し、保護し、成就する全ての国々の責務を再確認し、「国連憲章」、「世界人権宣言」、「市民的・政治的権利国際規約」、「経済的・社会的・文化的権利国際規約」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「障害者の権利に関する条約」、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する条約」、「拷問及びその他の残酷かつ非人間的・または品位を落とす扱いまたは懲罰禁止条約」も再確認し、

「国連高齢者原則」、「政治宣言」及び2002年の「高齢化に関するマドリード国際行動計画」及び2010年12月21日の決議65/182、2011年12月19日の決議66/127、2015年12月17日の決議70/164、2020年12月14日の決議75/131、2021年12月16日の決議76/138、及び2022年12月15日の決議77/190を含め、すべての関連総会決議を念頭に置いて、

「持続可能な開発2030アジェンダ」が、誰も取り残さないことを保障する必要性を強調していることを想起し、この点で、社会の機能と「2030アジェンダ」の達成に対して高齢者が行っている重要な貢献を認め、

高齢者の人権に関する2012年9月28日の人権理事会決議21/23、2013年9月27日の決議24/20、2016年9月29日の決議33/5、2019年9月26日の決議42/12、2021年10月7日の決議48/3及び2022年10月6日の決議51/4及び2018年9月28日の決議39/18及び2020年7月16日の決議44/7を含め、その他のすべての関連理事会決議も想起し、

高齢者によるすべての人権の享受に関する独立専門家と高齢化に関する無期限作業部会の作業と国連人権高等弁務官事務所による貢献と支援を認め、

高齢者に対する暴力、虐待及びネグレクトに関する高齢者によるすべての人権の享受に関する独立専門家の報告書に感謝と共に留意し、

とりわけ、暴力、虐待、ネグレクトの防止と保護、食料と住居、働く権利と労働市場へのアクセス、平等と非差別、司法、ニュー・テクノロジー、教育、訓練、健康上の支援、介護と支援、緩和ケア、生涯学習、参画、アクセス可能性、同一労働同一賃金、無償のケ

ア・ワークへのアクセスを含め、高齢者がその人権の享受においていくつかの特別な課題に直面していることを認め、

包摂的で、年齢に優しい地域社会と環境の推進と個人の好みに相当の配慮をして、高齢者が歳を取るにつれて自分の家にとどまることができるように高齢者の尊厳、自治、独立を推進する様々な支援サービスを提供することの重要性を強調して、

高齢者に対する暴力と虐待とネグレクトを防止する際の重要な貢献となることができる政治的・経済的・社会的領域を含め、新しく出現した技術と支援技術が、高齢者の自治を尊重しつつ、社会のあらゆる領域へ的高齢者の包摂、参画、関りを可能にし、推進できることに留意し、

年齢差別は、高齢者虐待の重要な危険要因である広くはびこった偏見のある態度であり、年齢の固定観念が高齢者の虐待を永続化し、適切なケアと支援、法律と政策及び暴力と虐待、補償と救済策へのアクセスに対処するその他の措置の開発を含め、すべての公的な意思決定のプロセスへの自由で完全に積極的で包摂的で意味ある参画へのアクセスを妨げる際に重要な役割を果たしていることを認め、

高齢者に対するあらゆる形態の暴力、虐待、ネグレクトが世界中に広がっており、高齢者に対する暴力の増加が、コロナウィルス病(COVID-19)の流行、武力紛争及び気候変動のような継続中の危機中に見られたことも認め、

高齢者に対する暴力は依然として見過ごされており、この現象に対する理解が限られていることが、世界中の何百万人もの高齢者の精神的・身体的福利に取って広汎な結果を持つことに懸念と共に留意し、

「ほとんどの定義は、5つの形態の高齢者虐待、つまり(a)身体的虐待、(b)心理的または情緒的虐待、(c)性的虐待、(d)財政的または物質的虐待、及び(e)ネグレクトを認めている」という独立専門家の結論に留意し、「独立専門家は追加の形態、つまり、高齢者に対するヘイト・スピーチを認めている」ということにも留意し、

年齢差別主義と年齢差別は、高齢者に対する暴力、虐待、ネグレクトの根本原因であり、これと効果的に闘うことに対する障害であることを強調し、

高齢者に対するあらゆる形態の暴力、虐待、ネグレクトは、オンラインでもオフラインでも、公的・私的場を含め、あらゆる場で起こり得ることに留意し、

高齢女性は、重複し、重なり合う形態の差別を含め、しばしば差別に直面し、その人権の享受に悪影響を及ぼすジェンダー、年齢、人種または障害またはその他の根拠によって複雑化する暴力と虐待とネグレクトのさらなる危険にさらされていることに懸念と共に留意し、

高齢者の虐待の広がりに関するデータの欠如が、人権侵害を防止する際にかかなりの格差を生み、虐待または暴力を受けている高齢者の実際の数、既存のデータが示しているよりもかなり多いと思われており、世界人口の高齢化のために、被害者の数は、もしこの問題に効果的に対処する措置がなんら取られないならば、今後急速に増えるであろうことに留意し、

高齢者に関する国際人権法の分裂と高齢者に対する暴力と虐待とネグレクトと、現在の人権枠組みでの脆弱な状況で、高齢者、特に高齢女性が直面するユニークな危険に対処する特別規定がないことにも留意し、

高齢者の人権の推進と保護に関連する国際法の下での規範的基準と責務に関する国連人権高等弁務官の報告書に感謝と共に留意し、既存の国際人権枠組みにおける格差と制限と欠陥に関して報告書に含まれている結果と報告書の中で高等弁務官が、首尾一貫した包括的で統合された人権枠組みの開発と採用に向けて速やかに動く必要性を強調していることに留意し、

高齢者の人権の推進と保護に関連する国際法の下での規範的基準と責務に関する高等弁務官の報告書が討議された 2022 年 8 月 29 日と 30 日に開催された多様なステイクホルダーの会議の開催にも感謝と共に留意し、高齢者の生活に否定的な影響を及ぼす既存の格差を埋めることに関する勧告が含まれているその概要報告書に留意し、

高齢者の人権の保護における格差の可能性の明確化に関する高齢化に関する無期限の作業部会の第 13 回会期で採択された決定 13/1 と 2024 年 3 月の第 14 回会期で検討されることになっている政府間折衝勧告案を共同ファシリテーターに提出するというその要請にさらに感謝と共に留意し、

1. 世界中での高齢者に対するあらゆる形態の暴力と虐待とネグレクトの根深さと広がりを最も強い言葉で非難し、すべての高齢者が暴力、虐待、ネグレクトを受けずに暮らすことができるべきであることを再確認する。

2. 高齢者に対するあらゆる形態の差別と暴力が、高齢者によるその人権と基本的自由の完全享受を損ない、その公的・私的生活への完全で、効果的で、意味ある参画を妨げることに深い懸念を表明する。

3. とりわけ、暴力と虐待とネグレクトの防止と保護、社会保護、食料と住居、働く権利と労働市場へのアクセス、平等と非差別、司法、ニュー・テクノロジー、教育、訓練、健康支援、介護と支援、緩和ケア、無償のケア・ワーク、生涯学習、参画、アクセス可能性と同一労働同一賃金の領域を含め、高齢者による市民的・政治的・経済的・社会的・文

化的権利の享受に関連する課題とこれらに対処する必要性には、深い分析と適切な行動が必要であることを認める。

4. 高齢者に対するあらゆる形態の差別を禁止し、暴力と虐待とネグレクトに対処するものを含め、非差別的政策、国内戦略、行動計画、法律と規則を実施し、高齢者及びその代表団体との相談と参画を組織的に準備しつつ、特に雇用、社会保護、住居、教育と訓練、技術へのアクセスと財政、社会、保健ケア、介護ケア、緩和ケア・サービスにおいて高齢者のためのすべての人権と基本的自由完全実現を保障するようすべての国々に要請する。

5. あらゆる形態の暴力、虐待、ネグレクトを撤廃し、高齢化と高齢者に関連するすべてのプログラム、キャンペーン及び活動に人権に基づく取り組みを採用するのみならず、暴力と虐待とネグレクトの根本原因としての性差別主義と闘うよう各国、国連システムの団体、市民社会、国内人権機関及び民間セクターを含めたすべてのステイクホルダーに要請する。

6. アクセスでき、年齢に対応した法的手続きのみならず法的援助と支援を含め、暴力・虐待・ネグレクトの被害者・サヴァイヴァーとなったすべての高齢者と年齢、ジェンダー、人種または障害またはその他の根拠で差別を受けた高齢者のために、他の人々と同等に効果的な矯正メカニズムを設立し、強化し、司法へのアクセスを保障するようすべての国々に要請する。

7. また、高齢者に対する暴力、虐待、ネグレクトの意味と結果について、既存の法的規定と司法の救済策について、公務員、民間セクター及び高齢者自身を含めた社会における意識を啓発する措置を取るようすべての国々に要請する。

8. 差別の構造的側面を含め、年齢別、ジェンダー別、障害別、婚姻状態別、居住地別及びその他の関連基準別の分類データを収集し、分析し、平等を推進するために取られる措置の効果を分析し、並びにあらゆる形態の暴力、虐待、ネグレクトに関する情報と重複し重なり合う形態の差別を含め、年齢差別と差別を含め、その根本原因に関する情報を提供するよう国々に要請する。

9. 高齢者によるすべての人権の享受に関する独立専門家に、その年次報告書の中で、高齢者が直面している課題に対する意識を啓発し続けるよう勧める。

10. あらゆる場での高齢者に対する暴力、虐待、ネグレクトに関する国々の人権責務に関する勧告を討議し、作成し、概要報告書を準備し、平易な言葉と読みやすさを含め、会議の結論と勧告を含め、アクセスできる形式で良できるようにし、第57回人権理事会に報告書を提出するために、高齢者とその代表団体の意味ある効果的参画を含め、独専門家

と加盟国、条約機関と特別手届き、地域メカニズム、国連システム、学界、国内人権機関及び市民社会の専門家代表者の参画を得て、障害者に完全にアクセスできる人権専門家の会議を開催するよう、国連人権高等弁務官事務所に要請する。

14. 強制または任意によらない失踪(A/HRC/54/L.20)

共同提案国: アルバニア、アンドラ、アルゼンチン、オーストリア、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、クロアチア、ドミニカ共和国、エクアドル、ガンビア、ジョージア、ギリシャ、アイルランド、イスラエル、イタリア、ルクセンブルグ、マルタ、メキシコ、モンテネグロ、北マケドニア、バラグアイ、ペルー、フィリピン、ポルトガル、サンマリノ、スロヴェニア、スペイン、ウクライナ、ウルグアイ

コンセンサスで決議を採択

15. 人権と一方的強制措置(A/HRC/54/L.26)

共同提案国: アゼルバイジャン(非同盟運動を代表)、ロシア連邦

賛成 32 票、反対 13 票、棄権 2 票で決議を採択

票決結果: 賛成 32 票: アルジェリア、アルゼンチン、バングラデシュ、ベナン、ボリヴィア、カメルーン、チリ、中国、コートジボワール、キューバ、エリトリア、ガボン、ガンビア、ホンデュラス、インド、カザフスタン、キルギスタン、マリウイ、マレーシア、モロッコ、ネパール、パキスタン、バラグアイ、カタール、セネガル、ソマリア、南アフリカ、スーダン、アラブ首長国連邦、ウズベキスタン、スーダン

反対 13 票: ベルギー、チェキア、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、リトアニア、ルクセンブルグ、モンテネグロ、ルーマニア、ウクライナ、英国、米国

棄権 2 票: コスタリカ、メキシコ

10月12日(木)午前

決議の採択(継続)

16. 妊産婦死亡と罹病と人権 (A/HRC/54/L.17/Rev.1)

共同提案国: アルバニア、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ベナン、ブルガリア、カナダ、チリ、コロンビア、コスタリカ、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、エクアドル、エストニア、フィンランド、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、マーシャル諸島、メキシコ、モナコ、モンテネグロ、オランダ王国、ニュージーランド、北マケドニア、ノルウェー、ペルー、ポルトガル、ルーマニア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、ウクライナ、ウルグアイ

コンセンサスで決議を採択

17. 国際家族年の目的の実施と人権の推進と保護におけるそのフォローアップ・プロセスの貢献(A/HRC/54/L.24/Rev.1)

共同提案国: アルジェリア、バーレーン、バングラデシュ、ベラルーシ、コートイヴォワール、朝鮮民主人民共和国、エジプト、カザフスタン、クウェート、リビア、マレーシア、モザンビーク、ナイジェリア、カタール、サウディアラビア、シンガポール、ソマリア、スリランカ、トルコ、アラブ首長国連邦、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、イエーメン

コンセンサスで決議を採択

18. 開発への権利(A/HRC/54/L.27)

提案国: アゼルバイジャン(非同盟運動を代表)

賛成 29 票、反対 13 票、棄権 5 票で決議を採択

票決結果: 賛成 29 票: アルジェリア、バングラデシュ、ベナン、ボリヴィア、カメルーン、中国、コートイヴォワール、キューバ、エリトリア、ガボン、ガンビア、ホンデュラス、インド、カザフスタン、キルギスタン、マラウイ、マレーシア、モルディヴ、モロッコ、ネパール、パキスタン、カタール、セネガル、ソマリア、南アフリカ、スーダン、アラブ首長国連邦、ウズベキスタン、ヴェトナム

反対 13 票: ベルギー、チェキア、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、リトアニア、ルクセンブルグ、モンテネグロ、ルーマニア、ウクライナ、英国、米国

棄権 5 票: アルゼンチン、チリ、コスタリカ、メキシコ、パラグアイ

19. 全ての女兒による教育への権利の平等な享受の実現(A/HRC/54/L.37/Rev.1)

共同提案国: アルバニア、アンドラ、オーストラリア、ベルギー、ブルガリア、チリ、コスタリカ、クロアチア、エクアドル、フランス、ジョージア、ドイツ、イタリア、リビア、リトアニア、マーシャル諸島、モナコ、モンテネグロ、北マケドニア、パラグアイ、ポルトガル、シエラレオネ、スロヴァキア、スリランカ、ウクライナ、英国

コンセンサスで決議を採択

20. ブルンディの人権状況(A/HRC/54/L.1)

共同提案国: アルバニア、アンドラ、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、コスタリカ、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトヴィア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、モナコ、モンテネグロ、オランダ王国、ニュージーランド、北マケドニア、ノルウェー、ポーランド

ド、ポルトガル、ルーマニア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、ウクライナ、英国、米国

賛成 20 票、反対 10 票、棄権 17 票で決議を採択

票決結果: 賛成 20 票: アルゼンチン、ベルギー、チリ、コスタリカ、チェキア、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ホンデュラス、カザフスタン、リトアニア、ルクセンブルグ、メキシコ、モンテネグロ、バラグアイ、ルーマニア、ウクライナ、英国、米国

反対 10 票: アルジェリア、ボリヴィア、カメルーン、中国、キューバ、エリトリア、ガボン、パキスタン、ソマリア、スーダン

棄権 17 票: バングラデシュ、ベナン、コーティヴォワール、ガンビア、インド、キルギスタン、マラウイ

10月12日(木)午後

決議の採択(継続)

21. デジタル時代のプライバシーへの権利(A/HRC/54/L.12/Rev.1)

共同提案国: アルバニア、アンドラ、オーストリア、ベルギー、ブラジル、ブルガリア、チリ、コロンビア、コスタリカ、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、エクアドル、エストニア、フィンランド、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イタリア、ラトヴィア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、マーシャル諸島、メキシコ、モンテネグロ、北マケドニア、ノルウェー、バラグアイ、ペルー、ポルトガル、ルーマニア、サンマリノ、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、ウクライナ、ウルグアイ

コンセンサスで決議を採択

22. 不平等に対処する状況内での経済的・社会的・文化的権利の推進と保護(A/HRC/54/L.23)

共同提案国: ボリヴィア多民族国家、中国、エジプト、パキスタン、南アフリカ、シリア・アラブ共和国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

口頭で修正の決議案をコンセンサスで採択

23. ロシア連邦の人権状況(A/HRC/54/L.21)

共同提案国: アルバニア、アンドラ、オーストラリア、オーストリア、ペギー、ブルガリア、カナダ、コスタリカ、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、モナコ、モンテネグロ、オランダ王国、ニュージーランド、北マケドニア、ノルウェー、ポ

ーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、ウクライナ、英国、米国

賛成 18 票、反対 7 票、棄権 22 票で決議を採択

票決結果: 賛成 18 票: アルゼンチン、ベルギー、チリ、コスタリカ、チェキア、フィンランド、フランス、ガンビア、ジョージア、ドイツ、リトアニア、ルクセンブルグ、モンテネグロ、バラグアイ、ルーマニア、ウクライナ、英国、米国

反対 7 票: ポリヴィア、中国、キューバ、エリトリア、カザフスタン、キルギスタン、ヴェトナム

棄権 22 票: アルジェリア、バングラデシュ、ベナン、カメルーン、コートイヴォワール、ガボン、ホンデュラス、インド、マラウイ、マレーシア、モルディヴ、メキシコ、モロッコ、ネパール、パキスタン、カタール、セネガル、ソマリア、南アフリカ、スーダン、アラブ首長国連邦、ウズベキスタン

24. 人権分野での国連、その代表者及びメカニズムとの協力(A/HRC/54/L.30/Rev.1)

共同提案国: アルバニア、アンドラ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チリ、コロンビア、コスタリカ、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、エクアドル、エストニア、フィジー、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、日本、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、マーシャル諸島、メキシコ、モナコ、モンテネグロ、オランダ王国、ニュージーランド、北マケドニア、ノルウェー、バラグアイ、ペルー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、サンマリノ、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、ウクライナ、英国、米国、ウルグアイ

コンセンサスで決議を採択

25. 人種主義、人種差別、排外主義、関連する不寛容からは自由なスポーツの世界(A/HRC/54/L.8/Rev.1)

共同提案国: アルバニア、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、コートイヴォワール、キプロス、エクアドル、ギリシャ、アイルランド、リトアニア、ルクセンブルグ、マーシャル諸島、モナコ、パラグアイ、ペルー、ポルトガル、ルーマニア、スロヴァキア、スペイン、トルコ、英国、米国、ウルグアイ

コンセンサスで決議を採択

26. アフリカ系の人々に関する専門家作業部会のマンデート(A/HRC/54/L.14/Rev.1)

共同提案国: ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、コートイヴォワール、エクアドル、パラグアイ、ペルー

コンセンサスで決議を採択

27. 言葉から現実へ: 人種主義・人種差別・排外主義・関連する不寛容に反対する具体的行動の世界的呼びかけ(A/HRC/54/L.31)

提案国: コーティヴォワール(アフリカ諸国を代表)

賛成 33 票、反対 7 票、棄権 7 票で決議を採択

票決結果: 賛成 33 票: アルジェリア、アルゼンチン、バングラデシュ、ベナン、ボリヴィア、カメルーン、チリ、中国、コスタリカ、コーティヴォワール、キューバ、エリトリア、ガボン、ガンビア、ホンデュラス、インド、カザフスタン、キルギスタン、マラウイ、マレーシア、モルディヴ、メキシコ、モロッコ、パキスタン、パラグアイ、カタール、セネガル、ソマリア、南アフリカ、スーダン、アラブ首長国連邦、ウズベキスタン、ヴェトナム

反対 7 票: チェキア、フランス、ドイツ、モンテネグロ、ウクライナ、英国、米国

棄権 7 票: ベルギー、フィンランド、ジョージア、リトアニア、ルクセンブルグ、ネパール、ルーマニア

28. 人権の分野での技術協力と能力開発の強化(A/HRC/54/L.9)

共同提案国: アルバニア、アルメニア、オーストラリア、ブータン、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、グアテマラ、ホンデュラス、ハンガリー、インドネシア、イタリア、ルクセンブルグ、マルタ、モロッコ、ノルウェー、パラグアイ、ペルー、ポルトガル、カタール、シンガポール、スペイン、タイ、トルコ、ウクライナ、ウルグアイ

コンセンサスで決議を採択

29. 人権の分野でのイエーメンの技術支援と能力開発(A/HRC/54/L.28)

コンセンサスで決議を採択

30. 刑務所制度・安全保障・司法: ホンデュラスの人権を保護するための技術協力と能力開発(A/HRC/54/L.29)

共同提案国: ベルギー、チリ、エクアドル、フランス、ホンデュラス、ルクセンブルグ、ルーマニア、スペイン

コンセンサスで決議を採択

31. 中央アフリカ共和国の人権の技術援助と能力開発(A/HRC/54/L.32)

共同提案国: コーティヴォワール、フランス、

コンセンサスで決議を採択

32. 人権の分野でのソマリアへの支援(A/HRC/54/L.33)

共同提案国: アンドラ、ベルギー、ルクセンブルグ、北マケドニア、ソマリア、トルコ、英国

コンセンサスで決議を採択

33. カリブ海共同体のための国連人権高等弁務官の地域事務所の設立(A/HRC/54/L.35/Rev.1)

共同提案国: アンティグア・バーブダ、バハマ、バルバドス、ベリーズ、ドミニカ、グレナダ、グアイアナ、ハイティ、ジャマイカ、セントキッツ・ネヴィス、セントルシア、セントヴィンセント・グレナディーン、スリナム、トリニダード・トバゴ

コンセンサスで決議を採択

34. コンゴ民主共和国の人権分野での技術支援と能力開発(A/HRC/54/L.38)

提案国: コーティヴォワール(アフリカ諸国を代表)

コンセンサスで決議を採択

10月13日(金)午前

決議の採択(継続)

35. 死刑の問題(A/HRC/54/L.34)

共同提案国: アルバニア、アンドラ、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、チリ、コロンビア、コスタリカ、クロアチア、キプロス、デンマーク、エクアドル、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、メキシコ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、オランダ王国、ニュージーランド、北マケドニア、ノルウェー、ポルトガル、モルドヴァ共和国、ルーマニア、サンマリノ、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、ウルグアイ

賛成 28 票、反対 11 票、棄権 7 票で、口頭で修正の決議案を採択。

票決結果: 賛成 28 票: アルゼンチン、ベルギー、ベナン、ボリヴィア、チリ、コスタリカ、コーティヴォワール、チェキア、フィンランド、フランス、ガボン、ジョージア、ドイツ、ホンデュラス、カザフスタン、キルギスタン、リトアニア、ルクセンブルグ、マレーシア、メキシコ、モンテネグロ、ネパール、パラグアイ、ルーマニア、南アフリカ、ウクライナ、英国、ウズベキスタン

反対 11 票: バングラデシュ、カメルーン、中国、インド、モルディヴ、パキスタン、カタール、ソマリア、スーダン、アラブ首長国連邦、米国

棄権 7 票: アルジェリア、エリトリア、ガンビア、マラウイ、モロッコ、セネガル、ヴェトナム

決議内容

人権理事会は、

「国連憲章」の目的と原則に導かれ、

「世界人権宣言」、「市民的・政治的権利国際規約」、「子どもの権利に関する条約」、「拷問及びその他の残酷かつ非人間的・品位を落とす扱いまたは懲罰禁止条約」及びその他のすべての関連国際・地域人権条約を想起し、すべての国々が、国際人権法の下での責務を実施しなければならないことを再確認し、

死刑の廃止を目的とする「市民的・政治的権利国際規約」の「第二選択議定書」も想起し、

死刑の使用の一時停止の問題に関する 2007 年 12 月 18 日の総会決議 62/149、2008 年 12 月 18 日の 63/168、2010 年 12 月 21 日の 65/206、2012 年 12 月 20 日の 67/176、2014 年 12 月 18 日の 69/186、2016 年 12 月 19 日の 71/187、2018 年 12 月 18 日の 73/175、2020 年 12 月 16 日の 75/183 及び 2022 年 12 月 15 日の 77/222 をさらに想起し、

死刑に直面している人の保護を保証する保護が 1984 年 5 月 25 日の経済社会理事会決議 1984/50 の付録と 1989 年 5 月 24 日の理事会決議 1989/64 と 1996 年 7 月 23 日の決議 1996/15 に含まれているガイドラインの実施に関する規定に述べられていることを再確認し、

最後のものは 2005 年 4 月 20 日の決議 2005/59 である死刑の問題に関する人権委員会のすべての決議を想起し、

死刑の問題に関する事務総長の報告に関する 2011 年 9 月 28 日の人権理事会決議 18/117、死刑を宣告されたまたは執行された親を持つ子どもの人権についてのパネルに関する 2013 年 3 月 21 日の理事会決議 22/11、死刑の問題に関する高官パネル討論に関する 2013 年 3 月 21 日の理事会決定 22/117 及び死刑の問題に関する 2014 年 6 月 26 日の理事会決議 26/2、2015 年 10 月 1 日の決議 30/5、2017 年 9 月 29 日の決議 36/17、2019 年 9 月 27 日の決議 42/24 及び 2021 年 10 月 8 日の決議 48/9 も想起し、

最も新しい報告書の中で、事務総長が、経済社会理事会決議 1984/50 の付録に述べられている死刑に直面している人々の権利の保護を保証する保護に従って、恩赦または減刑を求める権利及び法律に従って高等裁判所によって有罪判決と宣告を見直してもらう権利に重点を置いて、最新の報告書の中で、「市民的・政治的権利国際規約」の第 6 条と 14 条との間の関係に重点を置き、適用できる法的枠組を分析し、国内の慣行の利用できるデータと例を分かち合っている死刑の問題に関する事務総長の報告書に留意し、

麻薬関連の犯罪を含め、「最も重大な犯罪」の領域に入らない犯罪に対して死刑が継続して規定され適用され続けていることをパネルが発見した、死刑の問題に関する高官パネル討論に関する国連人権高等弁務官事務所の報告書を認め、

「最も重大な犯罪」という用語は、首尾一貫して限定的に読まれ、意図的殺害を含めた極めて重大な犯罪にのみ関係するものと解釈されてきたことを強調し、いかなる状況の下でも死刑が、背教、冒涇、不倫、同意のある同性行為または関係、政治的な反対集団を設立し、または国家の長を怒らせることのような特別な形態の行為に対する制裁として適用されることはできず、そのような罪に対して死刑をとどめている締約国はその国際責務に違反していることを強調し、

拷問及びその他の残酷かつ非人間的または品位を落とす扱いまたは懲罰の禁止に関する特別報告者、司法外・即決・恣意的刑の執行に関する特別報告者、裁判官と弁護士の独立性に関する特別報告者及びテロ対策中の人権と基本的自由の推進と保護に関する特別報告者を含め、死刑に関連する人権問題に対処してきた特別手続きマンデート保持者の作業に配慮し、

死刑に関連する人権問題に対処するための条約機関によって行われる作業にも留意し、

場合によっては死刑の使用の禁止に繋がってきた地域及び小地域条約とイニシアティブの役割を認め、

死刑の廃止に向けた国際的傾向が続いており、多くの国々が死刑の使用の一時停止を適用しているという事実と死刑の適用の制限に向けて国々によって取られているすべての措置を歓迎し、

様々な法制度、伝統、文化、宗教的背景を持つ国々が、死刑を廃止したり、その使用の一時停止を適用していることに留意し、

「市民的・政治的権利国際規約」の第6条(6)の中の何物も「条約」の締約国によって死刑の廃止を遅らせたり妨げたりするために引き合いに出してはならないと述べているその条項を想起し、人権委員会によれば、死刑をまだ全面的に廃止していない締約国は、予見できる未来に、事実上も法律上も、死刑の完全廃止に向けた取り消すことのできない途上にいなければならないことを念頭に置いて、

また人権委員会によれば、死刑を廃止した「市民的・政治的権利国際規約」の締約国は、それを再び導入することを妨げられることに留意し、「市民的・政治的権利国際規約」の「第二選択議定書」の締約国による死刑の復活は国際法違反であることにも留意し、

生命の権利からの逸脱は、緊急事態中でさえ決して許されないことを想起し、

死刑に関連する地方・国内・地域・国際討論を開催することのみならず、死刑の問題を研究することへの関心を認め、

犯罪性に関する正確な情報と統計と死刑に訴えることなくこれと闘う様々な効果的方法に関する討論の効果と透明性にとっての重要性を強調し、

死刑の使用は、死刑に直面している人々とその他の悪影響を受けている人々の人権の侵害につながるという事実を強く嘆かわしく思い、

特に死刑の事例で、何らの差別なく、その拘束の最も早い段階から手続きのあらゆる段階で、法的相談の適切な支援と自分の弁護にとって重要な文書及びその他の証拠への効果的アクセスを提供することにより、すべての人々が公正な裁判と相当のプロセスの保障から利益を受けることを保障し、死刑を課すという結果となる手続きにおいて公正な裁判を保障できないことは、生命への権利の侵害となることを保障するよう国々は要請されていることを想起し、

法律に従って高等裁判所で自分の有罪の宣告と判決を見直してもらう権利と恩赦と減刑を求める権利を含め、国家が相当のプロセスと公正な裁判の保障と保護が効果的に設置され、実施されていることを保障することが重要であることを強調し、

法律に従って、高等裁判所によって自分の有罪判決と宣告を見直してもらう犯罪で有罪れた者の権利には、本質的な善し悪しのみを考慮して有罪判決と宣告を見直す国家の責務が含まれることを想起し、死刑を課すという結果となる手続きにおけるこの権利の侵害は、死刑の宣告を性質が恣意的であり、生命への権利侵害となることを強調し、

困窮した有罪となった人の死刑の宣告を見直す裁判所による法的援助の否定は、高等裁判所による有罪判決と宣告の効果的見直しを排除し、そのような法的援助の否定は、「市民的・政治的権利国際規約」の第14条(3)(d)と(5)の違反となることを強調し、

国家は、死刑を宣告された個人が恩赦または減刑を求めることを認めることが要請され、恩赦、許し、減刑が適切な状況では彼らに認められ、そのような許しまたは減刑の要請が徹底的に調べられ、死刑の宣告は、訴えまたはその他の訴えの手続きまたは宣告の恩赦または減刑に関連するその他の手続が未決または未解決のままである場合には、死刑は行われなことを再確認し、

国際人権法の下では、刑を宣告された人のいかなるカテゴリーも、死刑の宣告の恩赦または減刑から法律上も実際でも排除されることはなく、救済の達成のための条件は、性質が不必要に面倒で差別的で、恣意的に不透明に適用されてはならないことを再確認し、多くの国々は、その国内法で死刑の宣告の恩赦または減刑を求める権利を規定しているが、ある種の犯罪はこれからしばしば排除され、または恩赦または減刑の数が制限されるかもしれないことに懸念を表明し、

死刑が課されるかもしれないあらゆる場合に、犯人の個人的状況と犯罪の特別な状況が、その特別な弱体化させる要素を含め、宣告を下す裁判所によって考慮されなければならないことを強調し、この点で義務的な死刑の宣告の使用は、性質が恣意的で、生命への権利と公正な裁判への権利とは相容れないことに懸念を表明し、

被疑者の拷問または残酷、非人間的または品位を落とす扱いを通して得られた情報に基づく死刑という結果となる有罪判決は、「拷問禁止条約」の第15条と「市民的・政治的権利国際規約」の第7条、14条(3)(g)と第6条の違反であることを強調し、

死刑事件の間違った有罪判決を避けるために、国々は有罪判決の再考に対する手続き上の障害を見直し、新しいDNAの証拠を含め、新しい証拠に基づいて過去の有罪判決を再調査するあらゆる可能な措置を取るべきであることを考慮し、

死刑を宣告された人、その家族及びその弁護士は、上訴の手続きとタイミング、恩赦の嘆願及び執行に関して時宜を得た、信頼できる情報を提供されるべきであることを想起し、

死刑囚現象、執行方法、執行を巡る透明性の欠如のためを含め、どういった状況で、死刑を課したり適用したりすることが拷問及びその他の残酷、非人間的または品位を落とす扱いまたは懲罰の禁止に違反するのかをさらに調べる必要性を強調し、

「領事関係に関するウィーン条約」に規定されている外国国民のための領事支援へのアクセスは、海外で死刑に直面している者の保護の重要な側面であることを強調し、

1. 国際義務に従うことにより、死刑に直面している人及びその他の悪影響を受けている人利を保護するようすべての国々に要請する。

2. 死刑の廃止を目的とする「市民的・政治的権利国際規約」の「第二選択議定書」にまだ加入または批准していない国々に、そうすることを考慮するよう要請する。

3. 死刑をまだ廃止していない国々に、死刑が課されるかもしれない犯罪の数を減らし、「最も重大な犯罪」にそれらを厳しく制限する積極的手段を取るよう要請する。

4. 義務的死刑を規定したり適用したりしている国々に、この慣行を止めるよう要請する。

5. 死刑に直面している者の人権の保護を保証する保護を提供している国際基準、特に、1984年5月25日の経済社会理事会決議1984/50の付録に述べられている最低基準を尊重するようすべての国々に要請する。

6. 特別裁判所または司法権にかかっているものを含め、全ての法的手続及び特に死刑

が妥当と考えられるような犯罪に関連するものが、以下を含め、「市民的・政治的権利国際規約」の第 14 条に含まれている最低の手続き上の保障に沿っていることを保障するようにも全ての国々に要請する:

(a) 死刑に直面している人々が、恩赦または減刑を達成する条件が不必要に面倒であったり、性質が差別的であったりまたは恣意的にまたは不透明に適用されることがないといったように、特に必要な手続き上の保障を確保することによりその死刑の宣告の恩赦または減刑を申し込む権利を行使できること、減刑の申し込みが合理的な期間内に聞き入れられること及び恩赦と減刑の手続きに関して確実性が提供されること。

(b) 死刑を宣告された人は誰でも法律に従って、高等裁判所によってその有罪判決と宣告を見直してもらう権利があること、死刑が拷問または虐待を通して引き出された証拠に基づいているという申し立てを完全に検討し、捜査するために特に注意して、「拷問及びその他の残酷、非人間的または品位を落とす扱いの効果的捜査と文書化に関するマニュアル(イスタンブール議定書)」がそのような申し立ての捜査に関して有用なガイダンスを提供できることに留意しつつ、有罪判決と宣告が本質的な良し悪しのみを考慮し、証拠の十分さと法律に基づいて見直されること、及び民事裁判所が、軍事裁判所によって文民に対して出された死刑の判決を見直す権利があること。

7. 起訴されたすべての人々、特に貧しく経済的に脆弱な人々と障害を持つ人々が、司法への平等なアクセスに関連する権利を行使出来ることを保障し、効果的な法的援助を通して、死刑の事件における民事・刑事手続きのあらゆる段階で、適切で、資格のある効果的法的代表を確保するよう国々に要請する。

8. 死刑を課すという結果となる拘束されている外国人に、「領事関係ウィーン条約」に従って領事に通告する権利について速やかに伝えることができないことは、生命への権利を侵害することになることを念頭に置いて、「領事関係ウィーン条約」の第 36 条の下での責務に従い、逮捕されたり拘束されている外国人に関連する領事の地位に接触する権利について遅滞なく伝えるようにも国々に要請する。

9. まだ死刑を廃止していない国々に、国内及び国際のステイクホルダーが、死刑の使用に関する国家の責務に従っているかについてを含め、死刑を課し、適用することに関する信頼できる情報へのアクセスを可能にすることを念頭に置いて、可能な情報を得た透明性のある国内・国際討議に貢献できる、予定されている執行に関する情報のみならず、死刑の使用特にその罪、死刑を宣告された人の数、死刑囚である人とその拘束されている場所の数、行われた執行の数及び逆転され、上告で減刑となり、恩赦または減刑が認められた死刑宣告並びに予定されている執行に関する情報に関して、ジェンダー別、年

年齢別、国籍別、人種別、障害別、その他の適用できる基準別の組織的に、公的に完全で、正確で、関連する情報を利用できるようにするよう要請する。

10. 武器の質、誤審または司法の失敗を防止する必要性、死刑の不可逆性を防止する必要性に特別な注意を払って、死刑を課すことと適用の様々な段階で、死刑に直面している人々及びその他の悪影響を受けている人々の人権に死刑が与える様々な影響に、4年に1度の報告書の2025年の補遺を捧げ、検討のために人権理事会の第60回会期にそれを提出し、会期前にすべての言語でそれを利用できるようにするよう人権事務総長に要請する。

11. 人権理事会第58回会期中に開催されることになっている来る2年に1度の高官パネル討論は、人権の推進と死刑の問題への裁判官の貢献に対処することを決定する。

12. 高官パネル討論を開催し、パネル討論への参加を保障する目的で、各国、関連国連機関、条約機関、特別手続き及び地域人権機関、並びに議員とNGOを含めた市民社会、国内人権機関と連絡を取るよう国連人権高等弁務官事務所¹に要請する。

13. やはりアクセスできる書式でパネル討論に関する概要報告書を準備し、それを人権理事会の第60回会期に提出するようにも高等弁務官事務所¹に要請する。

14. 作業計画に従って、この問題の検討を継続することを決定する。

36. カンボディアのための諮問サービスと技術援助(A/HRC/54/L.22)

口頭で修正の決議案をコンセンサスで採択

10月13日(金)午後

閉会セッション

オブザーヴァー国による一般コメント

シンガポール、インドネシア、ナイジェリア、イラン、ロシア連邦、スイス

閉会のことば

リビア(アラブ諸国を代表)、パキスタン(イスラム協力機構を代表)、リビア(諸国グループを代表)、イラク、エジプト、バレスチナ国、チュニジア、米国、ドミニカ共和国、英国、アルジェリア、フランス、ハンガリー、イタリア、シリア・アラブ共和国、イラン、スーダン、フランス(諸国グループを代表)、イスラエル、ベルギー、ドイツ、南アフリカ、中国、チェキア、インド、国際人権サービス

第55回人権理事会は、2024年2月26日から4月6日まで開催の予定。